

# 安全保障とは何か —その概念の整理の試み—

元陸上自衛官 若 森 崇 史

## 目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・1
2. 安全保障の語義の歴史の変遷・・・・・・・・・・2
3. 冷戦期から現在までも続く伝統的な安全保障・・・・・・・・・・6
4. 非伝統的安全保障（その1）：冷戦後のテロ等の新たな脅威に対する安全保障・・・・・・・・・・14
5. 非伝統的安全保障（その2）：経済、エネルギーなどのさらに新たな分野における安全保障・28
6. 考 察・・・・・・・・・・40
7. 政策において使用される「安全保障」の用語・・・・・・・・・・40
8. おわりに・・・・・・・・・・47

### 1. はじめに

2022年2月、ロシアのウクライナ侵攻以降、「安全保障」という用語が日常よく目に触れるようになった。しかし、安全保障の定義を筆者や話者はどのように理解して使用しているのか時々疑問に思わざるをえないことがある。筆者や話者がどのような定義で書く又は話すのかを知ることは大事であり、筆者たちの定義と異なる定義をもって臨むと誤解を生む危険性がある。

「安全保障とは何か」、特に「その定義は何か」という問いを考えると、その答えは、本来は軍事力による防衛を念頭に置いた用語であろう。原点はここにある。しかし、現代社会において安全保障の用語概念は際限なく広がって使われている。安全保障を包括的に「どのような主体が、どのような価値を、どのような脅威から、どのような手段を持って、どのように守る」と定義するなら、その各要素を埋めて説明できるものは何でも安全保障となる。実際に、人権問題、エネルギー問題などが「人間の安全保障」、「エネルギー安全保障」と称され、安全保障の問題として扱われている。

安全保障という用語に一定のコンセンサスがなければ、安全保障研究の視野は360度いずれの方向へも発散しかねない。そうすると、安全保障分野ではなく、人文社会そして一部自然科学を含む総合研究という掴みどころのない分野になってしまうであろう。そこで、安全保障研究を1学問としての存在を高めるために、ある枠や規則性ある方向性を充てる必要があるだろう。

本論文は、そのような問題意識に基づき、安全保障の概念を整理する1例を提示して安全保障研究に貢献する試みを図るものである。

本論文では、最初に安全保障の用語の概念の歴史の変遷を概観し、その次に、冷戦期及び冷戦後に謳われた安全保障の概念を、防衛大学校の安全保障学研究会が提示する安全保障の抽象的定義、すなわち、

安全保障をごく抽象的に定義すると、「ある主体が、その主体にとってかけがえのない何らかの価値を、何らかの脅威から、何らかの手段によって守る」となる<sup>1</sup>。

を援用して、各種安全保障の概念を、主体 (subject: S)、価値 (value: V)、脅威 (threat: T)、手段 (means: M) の各要素に整理して分析する。特に手段 (M) において、軍事の役割について考察し、学術用語としての安全保障の用語の整理を図る。

その上で、政策用語としての安全保障の用語の使われ方について考察し、学術用語と政策用語の違いを明らかにする。

## 2. 安全保障の語義の歴史の変遷

「安全保障」という語句は、英語の 'security' を訳したものである。では、英語圏ではどのように定義されているのであろうか。

『オックスフォード英語辞典 (電子版)』によると、security は、

Freedom from danger or threat. The state or condition of being protected from or not exposed to danger; safety<sup>2</sup>.

と述べられている。つまり、①危険や脅威がないこと。②危険から守られている、又は危険に晒されていない状態・条件と解説される。これは静的な状態を表す語義であり、また極めて包括的である。この概念では、「国家が外敵の脅威に晒されていない状態」や、「地域社会が堤防によって水害から守られていること」や、「人間個人が発がん性物質の接取から守られていること」など、どのような文脈でも安全保障と言えることになる。これだけでは具体性がないので、その他の先行文献にも当たってみる。

まず、米国防総省 (Department of Defense: DOD) がインターネットで公開する「*DOD Dictionary of Military and Associated Terms*」によると

security

---

<sup>1</sup> 防衛大学校安全保障学研究会編『安全保障学入門』垂紀書房、2018年、3-4頁。

<sup>2</sup> *Oxford English Dictionary* (電子版)

<https://www.oed.com/search/dictionary/?scope=Entries&q=security>.

1. Measures taken by a military unit, activity, or installation to protect itself against all acts designed to, or which may, impair its effectiveness.

軍の部隊、行動、装置によって、軍事上の効果を阻害するよう計画され、また阻害する全ての活動に対し、軍の部隊、行動、装置を防護する方法・処置

2. A condition that results from the establishment and maintenance of protective measures that ensure a state of inviolability from hostile acts or influences.

敵対的な行動や影響から、不可侵の状態を確保する防護的方法の確立及び維持の結果の状態

3. With respect to classified matter, the condition that prevents unauthorized persons from having access to official information that is safeguarded in the interests of national security.

国家安全保障の利益に関する情報へのアクセスを制限する条件<sup>3</sup>

とある。第3項は秘密保全のことなので、本論文においては対象外とする。

第1項において、方法・処置という動的な語義を説明している。ただし、国防総省の辞典であるので、フィールド（土俵）は軍事に限定されている。しかし、多くの論者は、安全保障の原点的な語義としては、これを採用しており、コンセンサスがあると言える。例えば、下記に敷衍するとおりである。

a. W・リップマン

戦争を回避してもその正統な利益を犠牲にしなくて済む時、また、万が一挑戦を受けても、戦争に勝って利益を守ることができる時、その国には安全保障がある<sup>4</sup>。

b. S・ウォルト

安全保障政策は、戦争に備え、それを防止し、あるいは戦争するための政策である<sup>5</sup>。

c. 山本吉宣、河野勝他

---

<sup>3</sup> DOD Dictionary of Military and Associated Terms, 2017. p.210.

<https://www.tradoc.army.mil/wp-content/uploads/2020/10/AD1029823-DOD-Dictionary-of-Military-and-Associated-Terms-2017.pdf>.

<sup>4</sup> Walter Lippmann, *U.S. Foreign Policy: Shield of Republic*, Little, Brown and Company, 1943, p.51. 訳は土山實男『安全保障の国際政治学：焦りと傲り』有斐閣、2014年、74頁。

<sup>5</sup> Stephen Walt, “The Renaissance of Security Studies,” *International Studies Quarterly*, vol.35. no.2. 1991, pp.211-239. 訳は土山『安全保障の国際政治学』77頁。

軍事力をもって敵を打ち破ることによって安全が確保されると考えられていた<sup>6</sup>。

d. 武田寿裕、神谷万丈他

伝統的には「国家が、自国の領土、独立及び国民の生命、財産を外敵による軍事的侵略から軍事力によって守る」に近い形で定義される<sup>7</sup>。

その一方で国防総省の用語の第2項に近い定義を提示する識者もいる。例えば、

e. K・ウォルツ

「国際社会では安全保障が国家の第1の目標である」と言うK・ウォルツは、「生き残ることが確実であって初めて、国家は平安、利潤、パワーといった他の目的を安心して追求できる」と書いている<sup>8</sup>。

f. A・ウォルファーズ

安全保障とは、客観的には獲得した価値に対する脅威の不在、主観的には獲得した価値が攻撃される恐怖の不在のことを言う<sup>9</sup>。

ウォルツもウォルファーズも現実主義者（リアリスト）であり、国際社会はアナーキーと捉え、生存競争の中で国家の生き残りを重視する学者である。両者の定義は、軍事的意味合いが濃いので、結局は、米国防総省の説明する第1項の定義との親和性が高い。このように、元来、安全保障とは、「自国領土に対する外国の侵略を軍事力によって守ること」を意味した。少なくとも共産主義の脅威と米ソ核戦争の危険性が厳然として存在していた冷戦期までは、国家と軍事を中心に捉えた伝統的な安全保障概念の妥当性に疑いを差しはさむ余地はほとんどなかった<sup>10</sup>。要するに冷戦という臨戦体制が目の前にあり、それにはいかに対処するかが

---

<sup>6</sup> 山本吉宣、河野勝編『アクセス 安全保障論』日本経済評論社、2005年、73頁。

<sup>7</sup> 防衛大学校『安全保障学入門』4頁、10頁。

<sup>8</sup> Kenneth N. Waltz. *Theory of International Politics*, Addison-Wesley Publishing Company, Inc, 1979, p.126. 訳は土山『安全保障の国際政治学』74頁。

<sup>9</sup> Arnold Wolfers, *Discord and Collaboration: Essays on International Politics*, Johns Hopkins University Press, 1962, chapter 10, p.150. 訳は土山『安全保障の国際政治学』75-76頁。

価値とは、領土や富のような物質的なものから、主権や生活様式のような非物質的なものまで含まれる。村田晃嗣、君塚直隆、石川卓、栗栖薫子、秋山信将『国際政治学をつかむ』有斐閣、2024年、124頁。

<sup>10</sup> 防衛大学校安全保障学研究会『安全保障のポイントがよくわかる本：「安全」と「脅威」のメカニズム』亜紀書房、2011年、10-11頁。

安全保障問題であった<sup>11</sup>。

冷戦期は、敵対する陣営の軍事力が国家の安全保障に対する主たる脅威であった。これを後述の「非伝統的脅威」との対比として「伝統的脅威」と言うならば、この伝統的脅威を対象とした安全保障を「伝統的安全保障」と言う。

冷戦終結により戦争の脅威は遠のき、国家間戦争の発生頻度も大幅に低下し、平和な世界が実現することが期待された。しかしながら、冷戦後の世界を待ち受けていたのは、旧社会主義諸国やアフリカなどにおける内戦の勃発と、非国家主体によるテロ、麻薬、海賊、越境組織犯罪<sup>12</sup>などであった。これらのように、意図的・作為的なものもあれば、気候変動、自然災害、資源の枯渇、食料の不足、感染症、移民・難民の大量発生など、自然発生的又は人為的に、又は双方が絡み合っ  
て引き起こされるものもある<sup>13</sup>。これらの問題による脅威を「非伝統的脅威」と言い、これら新しい性質の問題もまた安全保障の一種とみなされ、それが「非伝統的安全保障」と総称されるようになった<sup>14</sup>。

さらには、非伝統的安全保障の問題においては、「経済安全保障」、「環境安全保障」、「エネルギー安全保障」、「食料安全保障」、「資源の安全保障」、そして「人間の安全保障」という用語が普遍的に使われるようになった。

つまり安全保障という語は、冷戦期の敵対国との戦争をイメージする語義から、冷戦後は敵対国以外のテロなどの新たな脅威への対処をイメージする語義をも含むように推移し、さらに、戦争、テロなどの脅威とは次元を異にする環境などの問題を安全保障の語を用いて表すようになった。このように安全保障という用語は、脅威（意図のある脅威から意図のない脅威まで含む）を対象にして発展してきた感がある。

以上、安全保障の用語の概念・範疇の歴史的変遷を概観した。次に、各概念を冒頭に述べた SVTM の要素で分析してみる。

まず、冷戦期から現在までも続く伝統的な安全保障について、次いで、非伝統的な安全保障として冷戦後のテロ等の新たな脅威に対する安全保障、そして、同じく非伝統的な安全保障としての環境、エネルギーなどのさらに新たな分野における安全保障に区分して論じる。

<sup>11</sup> 土山『安全保障の国際政治学』73頁。

<sup>12</sup> 小笠原高雪、来栖薫子、広瀬佳一、宮坂直史、森川幸一『国際関係・安全保障用語辞典』ミネルヴァ書房、2017年、273頁。非国家主体は、国家の統治構造に対する破壊行為、あるいは反社会的な違法行為を常習的に重ねる過程で、多国間の不特定多数の人々に危害を加え、断続的に社会経済活動を妨害する。防衛大学校『安全保障学入門』349頁。

<sup>13</sup> これらの問題によって、多国間の不特定多数の人々の安全（生命、健康、社会秩序、基本的人権）が脅かされる。防衛大学校『安全保障学入門』348頁。

<sup>14</sup> 山田高敬、大矢根聡編『グローバル社会の国際関係論』有斐閣、2011年、102頁。防衛大学校『安全保障のよくわかるポイント本』11頁。同『安全保障学入門』348頁。小笠原『国際関係・安全保障用語辞典』273頁。防衛大学校『安全保障学入門』349頁。

### 3. 冷戦期から現在までも続く伝統的な安全保障

まずは冒頭に敷衍したリップマンらの掲げる各種の安全保障の定義を SVTM で整理すると、S（主体）は国家、V（価値）は国家の独立、国土領域、国民の生命・財産、T（脅威）は外国軍による侵略、M（手段）は軍事力という構成になる。

しかし、現実の世界では、突然軍事力をもって侵略が開始されるのではなく、その前に紛争<sup>15</sup>の段階がある。この段階では外交交渉がなされる<sup>16</sup>。

ここで本論文の対象範囲を明らかにしておく。「戦争は他の手段をもって行う政治の延長」と捉えられるきっかけとなったフランス革命以降を本論文の対象範囲とする。18世紀末以降の世界においては、紛争発生から戦争に至るまで次の過程が踏まれる。すなわち、紛争発生後、外交交渉が行われ、さらには工作が行われ、それでも紛争解決に至らなければ戦争という手段をもって解決を図る。国王の気まぐれで隣国の領土の一部を分捕ろうと、いきなり軍隊を使うことは近代以降の戦争には見られない。

冷戦期、米ソは核兵器の管理を巡って、「戦略核兵器制限交渉（Strategic Arms Limitation Talks: SALT）」、「戦略核兵器削減交渉（Strategic Arms Reduction Talks: STRAT）」など、外交を通じて東西両陣営の安全を保障しようとしたことに見られるように、現実的には、安全保障は軍事手段だけで成り立つのではなく、軍事手段と外交手段が交錯して成立していると言える。

また、戦争を抑止したり、戦争に勝利したりするためには、軍事、外交の他に経済、情報（インテリジェンス）などの手段もある。

以下、外交、経済、情報（インテリジェンス）について論じる。

#### a. 外交

外交は、国家間の対立点を協議や交渉によって平和的に解決しようとするものであり、外交によって解決できなかった場合に、武力による解決策（戦争）が採られることがある。外交は取引と妥協の術である<sup>17</sup>。戦争の危機が迫っている時、外交によって戦争を回避できるかどうかの境目は微妙であり、国家間の計算と思

---

<sup>15</sup> ここで言う「紛争」とは、学術用語としての語であり「複数の主体が両立不可能な目標を同時に追求している状況」と定義される。このように定義された紛争は、戦争ないし武力紛争と同義ではない。小笠原『国際関係・安全保障用語辞典』289頁。

<sup>16</sup> 外交と戦争の間には「外交以上、戦争以下」の領域がある。外交で問題が解決できない場合に、いきなり戦争というわけにはいかない。相手国の政党の有力者に裏工作を掛けたり、世論に影響を与えたり、武器や資金を提供したり、場合によっては、暗殺したり、武装蜂起をさせたり、クーデターを起こさせたり、様々な活動がある。戦争をするよりコストが安いからである。茂田忠良、江崎道朗『シギント：最強のインテリジェンス』ワニブックス、2024年、51-52頁。

<sup>17</sup> 防衛大学校『安全保障のポイントがよくわかる本』220頁。

惑が渦巻く。過度に譲歩したり、相手の計算を見誤る場合、外交が戦争の引き金になる場合もある<sup>18</sup>。

1938年のミュンヘン会談で英国とフランスは、ヒトラーの要求に屈してチェコスロバキアのズデーテン地方をドイツへ割譲することを決めた。この融和政策はナチズムの拡大を許し、欧州は第2次世界大戦に突入していった<sup>19</sup>。

1962年に起きたキューバ危機における米国のケネディ（John F. Kennedy）大統領の外交は、冷静かつ力強い姿勢でソ連の軍事的圧力に対抗し、核戦争の危機を終息させた。ただし、トルコに配置されていた米国のミサイルの撤去や、キューバ不侵攻を約束するなど、ソ連の要求に応じる柔軟性も見せた<sup>20</sup>。

国家間で行われる外交の1つに、軍備管理交渉と呼ばれるものがある。対立関係にある国家間で無制限な軍拡競争が続けば、双方にとって大きな負担になり、競争の激化は戦争のリスクを高める。そのため敵対関係にある国同士が、外交交渉によって相互に軍備の内容や規模を規制することがある。米ソが激しい核兵器の開発競争を続けた冷戦時代は、両国間で軍備管理交渉が繰り返され、互いの核戦力を相互規制する軍備管理条約が次々と結ばれた<sup>21</sup>。

「戦略兵器制限条約（Strategic Arms Limitation Treaty : SALT）」、「弾道弾迎撃ミサイル制限条約（Anti-Ballistic Missile Treaty: ABM）」、「戦略兵器削減条約（Strategic Arms Reduction Treaty: START）」、「中距離核戦力全廃条約（Intermediate-Range Nuclear Forces Treaty: INF）」、「核兵器の不拡散に関する条約（Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons : NPT）」、「包括的核実験禁止条約（Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty: CTBT）」、「化学兵器禁止条約（Chemical Weapons Convention: CWC）」、「生物兵器禁止条約（Biological Weapons Convention: BWC）」、「ミサイル関連機材・技術輸出規制（Missile Technology Control Regime: MTCR）」、「対人地雷禁止条約（Anti-Personnel Mine Ban Convention: APMBC）（オタワ条約）」、「通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント（Wassenaar Arrangement on Export Controls for Conventional Arms and Dual-Use Goods and Technologies: WA）」、「原子力供給国会合（Nuclear Suppliers Group: NSG）」、「オーストラリア・グループ（Australia Group: AG）」などが軍備管理の例である。

また、外交には「予防外交」、「強制外交」という概念・手法がある。

まず予防外交とは、「当事者間の争いの発生や現に存在する争いの紛争への発展を防ぐとともに、紛争が発生した場合の拡大を防止するための行動」と、「国際

---

<sup>18</sup> 同上、220-221頁。

<sup>19</sup> 同上、221頁。

<sup>20</sup> 同上、221頁。

<sup>21</sup> 同上、223頁。

連合（国連）」のガリ（Boutros Boutros-Ghali）事務総長は規定している。つまり、予防外交の目的は危機の回避である<sup>22</sup>。

予防外交は、早期警戒、武力紛争を未然に防止するための政治的介入や平和維持活動（Peace Keeping Operation: PKO）の予防的展開、非武装地帯設置などの措置を手段とする<sup>23</sup>。予防外交の背景にあるのは、参加国の平等やコンセンサスを重視し、軍事力という強制的な手段に訴えない協調的な安全保障の考え方である<sup>24</sup>。

予防外交の例にマケドニアとギリシャ間の紛争予防がある。マケドニアでは、隣国とりわけギリシャとの国際紛争が発生する兆しがあった。ギリシャは、独立後間もないマケドニアの領土的野心を疑った。国連は安全保障理事会（安保理）決議第 795 号に基づき、未だ紛争が発生していないマケドニアに、1993 年 1 月、国連予防展開軍（United Nations Preventive Deployment Force: UNPREDEP）を展開した。主な任務はマケドニア国境の監視であった。1995 年 9 月にマケドニアとギリシャ間で和解が成立し紛争は收拾された<sup>25</sup>。

次に強制外交について述べる。

A・ジョージは、強制外交と呼ぶ危機管理の理論枠組みを作り、キューバ危機などに応用した。そのモデルの狙いの 1 つは、抑止と抑止失敗後の政策を区別することにある。すなわち、抑止は相手に行動を思い止まらせることを言うが、相手が行動をとったり既成事実を作ってしまった場合には、その行動を止めさせ現状回復を図らなくてはならない。つまり、相手に無行動を求める抑止と違って、行動を求める抑止以上の政策が採られる必要がある<sup>26</sup>。それは軍事力行使の圧力をかけて敵対国を強制的に説得することである。軍事力の威嚇を受けて相手が妥協すれば、軍事力を実際には使わずに安全を確保できる。相手が妥協しない場合は実際に軍事力を使用することもあるが、その目的は外交上の決着をもたらすことにあり、目的を超えた損害を相手に与えぬように配慮される<sup>27</sup>。

圧倒的な軍事力を保持するだけでは効果的な圧力にはならず、その軍事力を本

---

<sup>22</sup> Ghali, Boutros Boutros, *An Agenda for Peace*, United Nations, 1992. para.11,57.

吉川元『国際安全保障論：戦争と平和、そして人間の安全保障の軌跡』有斐閣、2009 年、266 頁。村田他『国際政治学をつかむ』251 頁。

<sup>23</sup> 村田他『国際政治学をつかむ』251 頁。防衛大学校『安全保障のポイントがよくわかる本』272 頁。稲田十三編『紛争と復興支援：平和構築に向けた国際社会の対応』有斐閣、2004 年、52 頁。

*RESOLUTION 795 (1992) of 11 December 1992, The Security Council*  
[https://docs.un.org/en/S/RES/795\(1992\)](https://docs.un.org/en/S/RES/795(1992)).

<sup>24</sup> 防衛大学校『安全保障のポイントがよくわかる本』228 頁。

<sup>25</sup> 吉川『国際安全保障論』277-278 頁。

<sup>26</sup> それは T・シェリング（Thomas C. Schelling）の言う強要や、A・ジョージの言う強制外交である。土山『安全保障の国際政治学』251 頁。

<sup>27</sup> 防衛大学校『安全保障のポイントがよくわかる本』230 頁。

気で使用することを相手に的確に分からせる術が、強制外交には必要である<sup>28</sup>。

強制外交は、上述の 1962 年のキューバ危機や、1999 年の北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization: NATO）軍によるユーゴスラビアに対する空爆などの事例が挙げられる。

## b. 経済

経済的手段には、①経済制裁、②輸出管理、③経済援助などが挙げられる。

①経済制裁は、国際法違反国に対する経済的不利益措置である（広義では国際法違反を前提にしないが、狭義では国連安全保障理事会（安保理）決議に基づく非軍事的強制措置に限定される）。間接的履行強制であって、経済的手段によって標的国の政府の政策変更を促す（国際法違反を停止させる）。具体的には、民主国の場合には政府自体の平和的交代を、非民主国の場合にはその暴力的交代を促すものである<sup>29</sup>。

1990 年に起きたイラクのクウェート侵略の際には、ブッシュ（父）（George H. W. Bush）政権は米国の管理下に置かれていたクウェートの資産を凍結し、イラクに対して経済制裁を課した。しかしイラクのフセイン（Saddam Hussein）大統領は屈せず、1991 年 1 月に入り、多国籍軍の軍事攻撃が開始されたことによって、イラク軍はようやくクウェートから撤退した<sup>30</sup>。経済制裁が一定の効果をもたらした例としては、中国の不拡散政策の変化を挙げることができる。途上国にミサイルとミサイル技術を輸出する中国に対して、ブッシュ（父）政権とクリントン（William J. Clinton）政権は、経済制裁を示唆して牽制した。その後、中国がパキスタンに対するミサイル輸出の停止に同意したため、クリントン政権は中国に対する経済制裁を中止した<sup>31</sup>。

②輸出管理は、ハイテク兵器やその関連資器材・技術が、国際秩序の破壊国に入手されぬように自国の輸出を厳重に規制することである。大量破壊兵器やミサイルの拡散を阻止するための輸出管理が、先進国の協力によって実施されている

---

<sup>28</sup> 同上、233 頁。

<sup>29</sup> 中谷和弘「第 3 章 経済制裁の国際法構造」日本国際問題研究所編『経済・安全保障リネージュ研究会中間報告』日本国際問題研究所、2022 年、41 頁。

日本国際問題研究所 HP

[https://www.jiia.or.jp/pdf/research/R03\\_Economic\\_Security/01-03-nakatani.pdf](https://www.jiia.or.jp/pdf/research/R03_Economic_Security/01-03-nakatani.pdf)

全文は、日本国際問題研究所編『経済・安全保障リネージュ研究会中間報告』日本国際問題研究所、2022 年を参照。

日本国際問題研究所 HP

[https://www.jiia.or.jp/pdf/research/R03\\_Economic\\_Security/Jiia\\_Economic\\_Security\\_research\\_report\\_2022.pdf](https://www.jiia.or.jp/pdf/research/R03_Economic_Security/Jiia_Economic_Security_research_report_2022.pdf)

<sup>30</sup> 防衛大学校『安全保障のポイントがよくわかる本』235-236 頁。

<sup>31</sup> 同上、236 頁。

32。

冷戦時代、西側諸国は共産圏諸国に対する戦略物資の輸出を規制するために「対共産圏輸出統制委員会（Coordinating Committee on Multilateral Export Controls: COCOM）」という協議機関を設立した。対共産圏輸出統制委員会（COCOM）は輸出規制対象品目のリストを作成して、加盟国に対し共産圏諸国及び共産圏周辺地域（アフガニスタン、ミャンマー、カンボジアなど）に対する戦略物資の輸出の基準を提示し、各参加国はこの基準に基づいて各国の制度の枠内で輸出管理を実施した<sup>33</sup>。

冷戦後、対共産圏輸出統制委員会（COCOM）は解消され、代わりにワッセナー・アレジメント（WA）が設立された。ワッセナー・アレジメント（WA）、その他の輸出管理は、次項で述べる。

輸出管理は経済と外交と防衛が錯綜する分野のものと言えよう。

次に③経済援助について述べる。

米国が第2次世界大戦後に実施した「マーシャル・プラン（Marshall Plan）」という経済援助施策は、戦争で疲弊した欧州を早く復興させ、共産主義の拡大を防ぐことを目的としていた。他方、共産圏においては、冷戦時代の北朝鮮は中国とソ連からの多大な経済援助に支えられながら、大規模な軍事力を構築していった<sup>34</sup>。

マーシャル・プランは1948年から実施された。このプランの構想は、1947年6月、マーシャル国務長官によって提起された後、プランの受け皿として西欧16ヵ国によって「欧州経済協力委員会」が組織された。この委員会によって、復興計画の具体化が進められ、同年9月に報告書がまとめられ、西欧参加国による調印の上、米国大統領へ送られた。これを受けて、米国では1948年4月、同プラン実施の根拠法となる「48年対外援助法」が成立した。

マーシャル・プランでは、1948年からの4年間について西欧参加国の需要と必要資源量を検討した上で、重点となる目標を設定し、参加国が協同でその目標を達成することを狙いとしていた。同プランの具体的な内容は、次の4点に要約される。すなわち、①農業、燃料、運輸、設備近代化を生産面の重点分野とすること、②財政の安定化を図り、それを維持すること、③参加国間で関税を引き下げることによって、経済面での協力を推進すること、④参加各国の米国に対する膨大な債務と経常赤字は、対米輸出によるドル稼得によって是正すること、である。つまりこの計画は、①西欧諸国が共通の計画の下で、域内必要量を自給できるだけの生産を回復する、②関税面等での域内協力によって域内市場を拡大するとと

---

<sup>32</sup> 同上、272頁。

<sup>33</sup> 同上、238頁。

<sup>34</sup> 同上、242頁。

もに、域内外への輸出によって得たドルで米国への債務を返済する、③米国はそうした計画期間の初期段階で、生産復興に必要な財や貿易決済のための資金を供与し、また交通インフラ整備への援助を行う、といった性格のものであった<sup>35</sup>。

経済援助は、共産主義の脅威から守る目的で南ベトナムや韓国に対して行った例がある。

### c. 情報（インテリジェンス: intelligence）

情報（インテリジェンス）とは、最も簡潔に述べるのならば、「利益を守ったり増進するための判断や行動に役立つよう作られる知識のこと」である<sup>36</sup>。

専門的に述べるならば、情報（インテリジェンス）の概念は、

- ・ 国家安全保障にとって重要な、ある種のインフォメーションが要求・収集・分析されて、政策立案者に提供されるプロセス
- ・ プロセスの結果としてのプロダクト
- ・ プロセス及びインフォメーションを防諜によって防衛すること
- ・ 合法的要求に基づいて、工作を遂行すること<sup>37</sup>

である。

ここで言うインフォメーションとは、「観察、報告、噂、画像及び他のソースを含むあらゆる種類のマテリアルであって、未だ評価・加工されていないもの」と定義される<sup>38</sup>。インフォメーションは、評価・加工される前の生の情報（「情報資料」と呼ばれる）で、それが評価・分析されて作り出された製品が情報（インテリジェンス）である。

情報（インテリジェンス）の目的は「国家に対する脅威の有無（認識）と有事の際の危機管理に必要な情報を政策立案者に提供すること」にある<sup>39</sup>。

---

<sup>35</sup> 経済企画庁『平成3年 年次世界経済白書』本編 再編進む世界経済・高まる資金需要、第2章 ソ連の再編成と東欧の経済改革、第4節 経済支援の考え方、2 戦後の西欧復興における経験

経済企画庁 HP <https://www5.cao.go.jp/keizai3/sekaikeizaiwp/wp-we91-1/wp-we91-00304.html>.

<sup>36</sup> 北岡元『インテリジェンス入門：利益を実現する知識の創造』慶応義塾大学出版、2009年、v頁。

<sup>37</sup> Mark M. Lowenthal, *Intelligence: From Secrets to Policy*, Washington, CQ Press, 2000, p.8.

北岡『インテリジェンス入門』6頁。

<sup>38</sup> 北岡元「米国のインテリジェンス・コミュニティーとわが国へのインプリケーション」日本国際問題研究所、平成14年度 外務省委託研究『米国の情報体制と市民社会に関する調査』94頁。

<sup>39</sup> 小谷賢「英国に学ぶ日本のインテリジェンス」一般社団法人平和政策研究所 『政策オピニオン』No.91、2018.7.10。

一般社団法人平和政策研究所 HP <https://ippjapan.org/archives/2797>.

政策立案者、軍人など、自ら判断・行動するために情報（インテリジェンス）を必要とするものを「カスタマー」と言う<sup>40</sup>。

情報（インテリジェンス）の種類には、以下のものがある。

- ・ 公開情報（Open Source Intelligence: OSINT）によるもの
- ・ 偵察衛星（情報収集衛星）が撮像した情報（Imagery Intelligence: IMINT）によるもの

偵察衛星とは、敵対国の上空から、写真撮影などによって軍事情報の収集を目的とする衛星である。敵対国や懸念国の軍事情報を判断する最重要手段の1つである。

- ・ 信号情報（Signals Intelligence: SIGINT）によるもの  
通信システムの信号源から情報を得る通信情報（Communication Intelligence: COMINT）と、通信システム以外の電子的放射（例えばレーダー波）を収集・分析する電子情報（Electronic Intelligence: ELINT）からなる。
- ・ 人間を介した情報（Human Intelligence: HUMINT）によるもの  
偵察衛星のような技術手段ではなく、情報機関の人間の活動と判断に依存する情報収集のこと。情報機関のスパイは、敵対国家や敵対勢力の内部に入り込んで情報を収集・分析する<sup>41</sup>。

政府の中で情報（インテリジェンス）業務に関与する組織の集合体を「インテリジェンス・コミュニティ（Intelligence Community: IC）」と言う<sup>42</sup>。

米国のインテリジェンス・コミュニティ（IC）は以下のものがある。

「国家情報長官（Director of National Intelligence: DNI）」、「中央情報局（Central Intelligence Agency: CIA）」、「国防総省（Department of Defense: DOD）」の「国家安全保障局（National Security Agency: NSA）」、同省の「国家地理空間情報局（National Geospatial-intelligence Agency: NGA）」、同省の「国家偵察局（National Reconnaissance Office: NRO）」、同省の「国防情報局（Defense Intelligence Agency: DIA）」、陸軍・海軍・空軍及び海兵隊のインテリジェンス部、「国務省（Department of State: DOS）」の「情報調査局（Bureau of Intelligence and Research: INR）」、「司法省（Department of Justice: DOJ）」の「連邦捜査局（Federal Bureau of Investigation: FBI）」、同省の「麻薬取締局（Drug Enforcement Administration: DEA）」、「財務省（Department of the Treasury: DT）」の「テロリズム金融情報局（Office of Terrorism and Finance Intelligence: TFI）」、「エネルギー省（Department of Energy: DOE）」の「情報局（Office

---

<sup>40</sup> 北岡「米国のインテリジェンス・コミュニティとわが国へのインプリケーション」95頁。

<sup>41</sup> 防衛大学校『安全保障のポイントがよくわかる本』248、249、272、273頁。

<sup>42</sup> 小林良樹「政策とインテリジェンスの関係：我が国の制度の在り方に関する考察」『国際安全保障』第41巻第2号、83頁。

of Intelligence and Counterintelligence: IN)」、「国土安全保障省 (Department of Homeland Security: DHS)」の「情報分析・重要基盤保護局 (Directorate of Information Analysis and Infrastructure Protection)」、「沿岸警備隊 (Coast Guard)」のインテリジェンス部門<sup>43</sup>。

日本のインテリジェンス・コミュニティ (IC) には次のものがある。

「内閣情報官」、「内閣情報調査室」、「警察庁」、「公安調査庁」、「外務省」、「防衛省」、「金融庁」、「財務省」、「経済産業省」、「海上保安庁」の各インテリジェンス部門<sup>44</sup>。

インテリジェンス・コミュニティ (IC) の長 (米国では国家情報長官 (DNI)、日本では内閣情報官) は、インテリジェンス・コミュニティ (IC) を取りまとめる。このことによって各省庁縦割りの弊害を排除し、「収集の相乗効果<sup>45</sup>」を高める。

外交にせよ、軍事にせよ、経済にせよ、それらの分野で判断・行動するために情報 (インテリジェンス) は必須の基盤とあってよかろう。情報 (インテリジェンス) 失くして組織は有効に動くことができない。

以上、軍事以外の外交、経済、情報 (インテリジェンス) の各種手段について論じた。経済制裁、輸出管理などの経済手段は外交の1機能として、外交手段の1語に包含する方法もあるが、経済という有効な手段が思考の範囲・対象から霞んでしまう恐れがある。

経済援助は、同盟や友好国の防衛能力を向上させることになるので、軍事面での経済施策とあってよかろう。

このように、外交、軍事はいずれも経済とは密接な関係を有する。この構図は、情報 (インテリジェンス) を基盤として、その上に、軍事と外交の2本の柱が隣接して立っており、その柱の間に経済がはめ込まれたイメージとなる。

以上見てきたように、現実の伝統的安全保障は、国家がその独立、領土、国民を外敵軍の軍事侵略から外交、軍事、経済、情報 (インテリジェンス) という主要な手段をもって守ることとなる。

これを SVTM の各項目で表すと

## S 国家

---

<sup>43</sup> 茂田忠良、江崎道朗『シギント：最強のインテリジェンス』ワニブックス、2024年、110-111頁。他

<sup>44</sup> 兼原信克『安全保障戦略』日本経済新聞出版本部、2021年、136頁。

<sup>45</sup> あるインフォメーションやインテリジェンスを他のインフォメーションやインテリジェンスと組み合わせると、当初のインフォメーションやインテリジェンスでは分からなかったことが、分かるようになることがある。これを「収集の相乗効果」と言う。北岡『インテリジェンス入門』174頁。

V 主権、領土、国民

T 外敵軍の軍事侵略

M 外交、軍事、経済、情報（インテリジェンス）

となる。

ここでの軍事は、軍隊のプレゼンスにより敵対国からの武力攻撃を抑止し、万一抑止が破れた場合は武力を行使し、武力紛争を終わらせることになる。より簡潔に述べるならば、戦争を抑止し、万一抑止が破れた場合は戦争を遂行することである。これは軍事・軍隊の中核的任務である。

戦争とは、伝統的には主権国家同士の武力紛争を意味するが、本論文では、国家と非国家主体との間の武力紛争も含めて戦争と称することとする。

現実の世界における安全保障の手段を明らかにしたところで、冒頭に掲げたリップマンらの定義に立ち返ると、彼らの定義は、現実にはあるいは現代には存在しない理念上の概念となろう。本論文第2項で挙げた先駆者の提唱する安全保障の定義は、分析概念として、より精緻にミクロの概念を提示したと考えるよかろう。これを「絶対安全保障」と仮称して、安全保障の定義・概念を考察するための起点としたい。この「絶対安全保障」とは、クラウゼヴィッツ (Carl von Clausewitz) の「絶対戦争」や自然科学における「絶対温度」を参考にした造語である<sup>46</sup>。

「絶対安全保障」を起点に、現実の世界の安全保障を考察するに、まず、これまで述べてきた国家間の戦争を抑止し、抑止が破れた場合は戦争を遂行するという軍事の中核的任務を果たすという伝統的安全保障を、後に論じて定義する「広義安全保障」と区別して、「狭義安全保障」と定義、整理したい。

#### 4. 非伝統的安全保障（その1）：冷戦後のテロ等の新たな脅威に対する安全保障

次に、冷戦後に注目されることとなったテロ、大量破壊兵器の拡散などの非伝統的脅威と称される各脅威を対象に考察する。

##### a. テロ（テロリズム）

テロリズムを定義するのは不可能だとか言われることもあるが、不可能なのではなく万人を納得させる定義はないと言うだけで、これはテロリズムが物質的現象ではなく、受け手側の反応がその構成要素となる社会的概念である以上、やむをえないことである。テロリズムの定義は、各地域機構が採択している反テロリズム協定や、各国のテロ取締法においてそれぞれ独自に定義されている<sup>47</sup>。

<sup>46</sup> 「ゼロ点安全保障」という造語も考えてみたが、今回は「絶対安全保障」という造語で論じる。

<sup>47</sup> 村井友秀、真山全『安全保障学のフロンティア 21世紀の国際関係と公共政策 I 現代の

最大公約数的には、政治的、宗教的又は社会的な目的を有している非国家主体が違法な手段を使い、人を死傷させたり、建造物や施設を破壊したり、社会生活、経済活動、交通を途絶させたり、環境を汚染する行為、もしくはそのような脅しをかけることと言える<sup>48</sup>。正規軍の補助的役割を持つ武装集団によってなされる戦時のゲリラ活動とは区別される<sup>49</sup>。

冷戦後、宗教勢力によるテロ、中でもイスラム系テロ組織の動きが活発になった。テロ組織には、アフガニスタンに本拠地を置いた「アル・カイダ (al Qaeda)」、ロシア・チェチェン共和国の「イスラム国際旅団 (Islamic International Peacekeeping Brigade)」、レバノンの「ヒズボラ (Hezbollah)」、パレスチナの「ハマス (Hamas)」、フィリピンの「アブ・サヤフ (Abu Sayyaf)」、インドネシアの「ジェマール・イスラミア (Jemaah Islamiyah)」、イラクからレバノンの一帯に展開した「イスラム国 (Islamic State of Iraq and the Levant: ISIL 又は Islamic State of Iraq and Syria: ISIS)」などが挙げられる<sup>50</sup>。

次にテロ対策について述べる。テロ対策には、出入国管理、重要施設の防護、公共交通機関の警備、テロに使われる恐れのある爆薬や毒物の管理などの他に、特定のテロの準備計画などを掴み、アジトに踏み込んで捜索、逮捕することによって未然防止を図ることなどがある<sup>51</sup>。

未然防止に加えて、万が一の大規模テロが発生した際に、関係機関（警察、消防、救急医療、軍隊など）が連携して現場を治め、被害者を適切に治療し、さらにはパニックや社会不安を抑えるといった「被害管理」が重要になる<sup>52</sup>。また、テロ組織及びその活動に関する情報を各国間で共有することも重要である。

さて、従来、テロリズムは国家の警察権の対象たる犯罪と分類され、戦争行為とは明確に区別されてきたが、2001年9月11日に発生した「9.11同時多発テロ」によって、国際的なテロ組織による大規模なテロや、国家に支援されたテロには、正規軍による軍事攻撃で報復をするという非対称な「新しい戦争」の形が生まれた<sup>53</sup>。

例えば、アフガニスタン、フィリピンの例がある。

アフガニスタン戦争は、2001年9月11日の同時多発テロ事件を受け、米国が国際テロ組織「アル・カイダ」の首謀者であるウサマ・ビン・ラディン (Osama bin Laden) 容疑者らをアフガニスタンがかくまっていたと断定し、イスラム主義

---

国際安全保障』明石書店、2007年、85頁。

<sup>48</sup> 小笠原『国際関係・安全保障用語辞典』233頁。

<sup>49</sup> 佐島直子編『現代安全保障用語辞典』信山社、2004年、31頁。

<sup>50</sup> 同上、26-27頁。

<sup>51</sup> 防衛大学校『安全保障のポイントがよくわかる本』144-145頁。

<sup>52</sup> 同上、146頁。

<sup>53</sup> 佐島『現代安全保障用語辞典』32頁。

組織「タリバン (Taliban)」が支配していたアフガニスタンに攻撃を開始したことで始まった<sup>54</sup>。米国のブッシュ (子) (George W. Bush) 政権は、同時多発テロを単なるテロを超えた「戦争行為」と規定、このテロに対する戦いを「21世紀最初の戦争」、「新しい種類の戦争」と位置付け、国家非常事態宣言を発した。連邦議会は救援、復興、国土防衛、軍事作戦のための400億ドルの緊急予算と大統領に軍事力行使を認める決議を可決した<sup>55</sup>。そして、本軍事侵攻に先立ち、ブッシュ (子) 政権は「テロリストに対する宣戦布告」を行った<sup>56</sup>。60を超える国々が部隊の派遣、領空通過や基地使用の容認などによって米軍を支援した。米軍は2001年10月7日に空爆を開始、反政府勢力「北部同盟」を支援して、12月にはアル・カイダを匿ってきたタリバン政権を崩壊させた<sup>57</sup>。

フィリピンにおいては、2017年5月、ミンダナオ地方のマラウィの市街地を占拠した「ISIL 東アジア (Islamic State East Asia: ISEA)」に対し、フィリピン政府は、同占拠発生直後にミンダナオ地方に戒厳令を発出し (2019年末に解除)、2017年10月に戦闘作戦の終結を宣言するまでの5ヶ月にわたって激しい戦闘が続けられた<sup>58</sup>。

テロ対策のSVTMは次のようになろう。

S 国家

V 国民の生命・財産

T テロ攻撃

M 各国間における情報共有

出入国管理、警備、救命・救急活動、医療活動、捜査・逮捕

軍事組織に準ずる大規模な行為主体による武力攻撃に対しては武力行使すなわち戦争

情報共有は外交及び情報 (インテリジェンス)、出入国管理、警備、救命・救急活動、医療活動、捜査・逮捕は国内行政、戦争は軍事と、それぞれの手段に該当する。

ここで軍事の果たす役割について考察する。対テロ戦争に至らない範囲における軍事の役割は、他の行政機関の機能を補完する。すなわち、他の組織には見られない軍特有の自己完結能力やマンパワーをもって支援するといったものである。それには、警備や、衛生機能による医療活動などがある。テロ組織が軍隊に準じ

---

<sup>54</sup> 「アフガニスタン戦争とは? 背景と原因、戦争の影響について解説」

ELEMINIST HP <https://eleminist.com/article/3818>.

<sup>55</sup> 佐島『現代安全保障用語辞典』24頁。

<sup>56</sup> 稲田『紛争と復興支援』245頁。

<sup>57</sup> 佐島『現代安全保障用語辞典』30頁。

<sup>58</sup> 公安調査庁 HP [https://www.moj.go.jp/psia/ITH/situation/ES-asia\\_oce/Philippines.html](https://www.moj.go.jp/psia/ITH/situation/ES-asia_oce/Philippines.html).

た規模・能力を保有し、それと武力衝突に至り、政府が「戦争」と認定した場合は、軍事の中核的任務すなわち戦争の遂行を果たすことになる。

#### b. 大量破壊兵器の拡散

大量破壊兵器（weapons of mass destruction）の拡散は、放置しておくとはテロや戦争の要因になりかねない。大量破壊兵器の定義としては、1947年に米国が通常兵器と区別するために国連で提案した「原子爆発兵器、放射性物質兵器、致死性生物化学兵器及び将来開発される兵器であって、その破壊効果において、原子爆弾又は上記のその他の兵器に比肩しうるあらゆるもの」という表現が目安となっているが、今日では、核兵器、生物兵器、化学兵器、放射性物質利用兵器とその運搬手段としてのミサイルを指すことが一般的である。これらは殺傷性が極めて高く、民間人に被害が及ぶ範囲が大きいといった理由で、通常兵器と区分されて各国間でその使用や所有、移転などについて国際的取極めが作られてきた<sup>59</sup>。

冷戦後、大量破壊兵器や弾道ミサイルなどの運搬手段の移転、拡散が新たな脅威としてクローズ・アップされるようになった。これらが、通常戦力において劣る国やテロリストなどによって先進国に対する非対称な攻撃手段として利用される危険が懸念される<sup>60</sup>。

拡散防止策には、①拡散に対抗する安全保障構想、②輸出管理、③査察などが挙げられる。

①「拡散に対抗する安全保障構想（Proliferation Security Initiative : PSI）」とは、国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法・各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとりうる移転（transfer）及び輸送（transport）の阻止のための措置を検討・実践する取組である<sup>61</sup>。

日本国は、大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の移転及び輸送を阻止することは、日本国の安全保障の向上に資するとの考えの下、PSIの活動に積極的に参加している他、PSIへの理解促進のための取組を行っている。PSIの活動の1つに各国が主催するPSI阻止訓練があり、日本国は、外務省、財務省・税関、警察庁、海上保安庁及び防衛省・自衛隊の職員や自衛隊の艦艇・航空機を派遣して参加してきた<sup>62</sup>。

潜在的敵国が大量破壊兵器等を保有することは、我が国の安全にとって大きな脅威であり、PSIに防衛省・自衛隊のみならず、関係する省庁が協力して対応に

---

<sup>59</sup> 中西寛、石田淳、田所昌幸『国際政治学』有斐閣、2013年、270頁。

<sup>60</sup> 佐島『現代安全保障用語辞典』33頁。

<sup>61</sup> 外務省 HP [https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/n\\_s\\_ne/page24\\_000720.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/n_s_ne/page24_000720.html).

<sup>62</sup> 外務省 HP [https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit\\_000001\\_01197.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_01197.html).

当たっている。

②輸出管理には、ワッセナー・アレジメント (WA)、オーストラリア・グループ (AG)、ミサイル技術管理レジーム (MTCR)、キャッチオール規制 (補完的輸出規制) (Catch-All Controls) がある。

それぞれを概観する。まず、ワッセナー・アレジメント (WA) である。

1994年3月末に、対共産圏輸出統制委員会 (COCOM) が解消されたことを踏まえ、1995年12月、新たな輸出管理体制の設立について関係国間で政治的な申合せが行われ、1996年7月の設立総会をもって正式に「通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレジメント (WA)」が発足した。ワッセナー・アレジメント (WA) の目的は、1つは、通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大及びより責任ある管理を実現し、それらの過度の蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与すること。1つは、グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリスト・グループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することである<sup>63</sup>。

次に、オーストラリア・グループ (AG) について概観する。

オーストラリア・グループ (AG) とは、化学兵器又は生物兵器の開発に資する汎用品、技術などを、特定の国々に輸出しないことの確保を目的とした、輸出管理に関する非公式の国家間協調の枠組みである。この枠組みは、オーストラリアが議長国を務めていることから「オーストラリア」が冠される。年1回 (1994年までは年2回) 主にパリで総会を開催している<sup>64</sup>。オーストラリア・グループ (AG) は法的拘束力を持つ国際約束に基づく枠組みではない。オーストラリア・グループ (AG) 参加国は生物・化学兵器の不拡散という目的を達成し、自国の輸出管理をより有効なものとするため、オーストラリア・グループ (AG) の下で行われる情報交換、政策協調を国内の輸出管理に反映させている。具体的には、参加国は、生物・化学兵器関連汎用品・技術に関してオーストラリア・グループ (AG) の場で合意されたリストに掲載された品目について、特定の対象国・地域に的を絞ることなく世界中の国と地域を対象として、国内法令 (我が国においては、「外国為替及び外国貿易法」、「輸出貿易管理令」、「外国為替令」等) に基づき輸出管理を実施している<sup>65</sup>。

次に、ミサイル技術管理レジーム (MTCR) である。

ミサイル技術管理レジーム (MTCR) は、大量破壊兵器の運搬を意図したシステムだけでなく、少なくとも 300km 飛翔し 500kg 運搬能力を持つようなミサイ

<sup>63</sup> 外務省 HP <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/wa/index.html>.

<sup>64</sup> AG web site

<https://www.dfat.gov.au/publications/minisite/theaustraliagroupnet/site/en/index.html>.

<sup>65</sup> 外務省 HP <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/ag/gaiyo.html>.

ル、完成したロケットシステム、無人ビークル、関連技術の拡散を禁止する目的の国際レジームである<sup>66</sup>。1987年4月に発足し、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)の下で参加国は、ミサイル及び関連汎用品・技術に関して合意されたリストの品目について、全地域を対象として、国内法令（我が国においては、「外国為替及び外国貿易法」、「輸出貿易管理令」、「外国為替令」等）に基づき輸出管理を実施している。なお、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)は国際約束に基づく枠組みではない<sup>67</sup>。

最後に、「キャッチオール規制（補完的輸出規制）」である。キャッチオール規制とは、日本では2002年から導入された安全保障輸出管理である。従来からリスト規制（国際レジームで合意された品目）を取ってきたが、その品目以外にもほとんどの輸出品（食料品や木材を除く）が大量破壊兵器・ミサイル開発に使用される恐れがあり、業者が経済産業省に申請許可を取る。輸出先の禁止対象リストも160にのぼる<sup>68</sup>。

### ③査察について述べる。

「核不拡散条約」及び「非核（兵器）地帯条約<sup>69</sup>」を締結した非核兵器国は、「国際原子力機関（International Atomic Energy Agency: IAEA）」と「保障措置協定」を結ぶことが義務付けられている。これにより、締約国は、民生用核関連施設の設計情報・核物質の貯蔵場所・量を報告し、国際原子力機関（IAEA）は民生用核物質が核兵器製造に転用されていないことを検証するために、非核国に対し、「査察」を行い、核物質の出入りを調べ、行方不明がないかを点検する。この国際原子力機関（IAEA）の査察には、各関連施設に監視装置を設定し、試料を採取する定期的な「通常査察」の他、新たに協定を結んだ場合や核物質の国際輸送の場合の「特定査察」、核物質損失が報告された場合や独自判断で実施する「特別査察」の3つがある<sup>70</sup>。

イラクの大量破壊兵器問題は、湾岸戦争の終結時（1991年）を起点として、12年間、査察とその中断が繰り返され、経済制裁や飛行禁止空域の設定が継続して行われた。この問題で、最後はイラク戦争によってイラクのフセイン政権は崩壊した<sup>71</sup>。

以上、PSI、輸出管理、査察について概要を見た。大量破壊兵器の拡散問題を

<sup>66</sup> MTCR web site <https://www.mtcr.info/en/partners/our-mission>.

<sup>67</sup> 外務省 HP <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mtcr/mtcr.html>.

<sup>68</sup> 防衛大学校『安全保障のポイントがよくわかる本』203-204頁。

より詳細は、経済産業省 HP <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/ampo03.html> を参照。

<sup>69</sup> 外務省 HP <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/n2zone/sakusei.html>.

<sup>70</sup> 佐島『現代安全保障用語辞典』38頁。

<sup>71</sup> 防衛大学校『安全保障のポイントがよくわかる本』160頁。

SVTM で整理すると以下のようになろう。

S 国家

V 国家の主権、国土、国民の生命・財産

T 大量破壊兵器を保有する国家による威嚇又は使用  
テロ組織などの非国家主体によるテロ攻撃

M 大量破壊兵器を保有する国家(例:イラク)による威嚇又は使用に対しては、伝統的安全保障の外交・軍事・経済・情報(インテリジェンス)をもって対応  
テロ組織などの非国家主体によるテロ攻撃に対しては、PSI、輸出管理、査察などの国家間協調、すなわち外交と各国の国内行政、そして前項「テロ(テロリズム)」で述べたことに同じ

大量破壊兵器の拡散を防止せず放置しておく、国家や非国家主体による大量破壊兵器の保有を許すことになる。それを使って他国を脅かすことは、脅かされる国家側にすれば、戦争抑止、戦争の遂行の問題である。軍事は中核的任務を果たすことになる。

非国家主体によるテロ攻撃に対しては、上述のテロ対策と同様、軍事の役割は、他の行政機関の機能を補完する、すなわち軍隊の自己完結能力やマンパワーをもって支援するといったものである。それは、警備や海上警察機能の補完などがある。

### c. 破綻国家<sup>72</sup>

「破綻国家」が大いに注目されるようになったのは冷戦後になってからである。その中でも特にソマリアのように、政府が完全に無くなってしまったような国に対する国際的な支援とその失敗の経験を経て、破綻国家問題が広く議論されるようになった<sup>73</sup>。

国際社会は、破綻国家に対して、緊急人道支援、復興支援(平和構築、国家建設、国家再建、開発援助などとも言う)を行う。具体的には、難民・避難民の保護・輸送・元居住地への帰還、援助物資(食糧・水、燃料、衣類、毛布、天幕など)の搬入・輸送・配分、道路・橋梁・通信・電力・水道などのインフラ復旧、行政・司法機能の復旧、予防接種・緊急医療などの衛生支援、病院・診療所の建設、学校の建設、選挙の支援・監視、治安の回復・維持など多岐にわたる。無の

---

<sup>72</sup> 失敗国家とも言われる。基本的にはある国家が、国民に対して責任を有さず、国民に治安維持や安全保障などの公共財及び適切な行政サービスをできない状況の国家を指す。小笠原『国際関係・安全保障用語辞典』261頁。

<sup>73</sup> 防衛大学校『安全保障のポイントがよくわかる本』166頁。

状態からの国家の立ち上げとなる<sup>74</sup>。

これを SVTM で表すと以下のようなだろう。

- S 破綻国家以外の国家
- V 破綻国家の自立
- T 国家機能の喪失
- M 緊急人道支援、復興支援 詳細は上述のとおり国家存立のための全機能

この中で、軍隊は民軍協力という形で国連などの国際機関、NGO などの文民組織と連携・協力して支援する。ここでの軍隊の役割は、文民組織の活動の支援、支援活動に従事する文民の警護、治安の回復・維持などが挙げられる。輸送、道路・橋梁などの復旧・建設、衛生などの文民組織の活動の支援においては、軍隊は、輸送、建設、通信、衛生などの自己完結機能とマンパワーをもって行う。文民の警護に関しては、軍隊は武器を携行して警察機能を補完する。治安の回復・維持に関しては、基本は警察機能の補完であるが、次に述べる人道的介入のように、国連憲章第 7 章に基づく授權を得た軍隊は、警察力を超える組織・装備を持つ武装勢力が戦いを臨んできた場合は、あらゆる措置を採ることができる。この場合は軍隊の本来の戦う機能をフルに発揮する。軍事の中核的任務を果たすこととなる。

また、破綻国家内で集団的虐殺が繰り返されているような状況においては、周辺国あるいは国際社会がそれを止めさせる、又は人々を保護するという人道目的を第 1 に掲げて強制的に介入する「人道的介入」が検討される<sup>75</sup>。

人道的介入の SVTM は以下のようなだろう。

- S 破綻国家以外の国家
- V 破綻国家の国民の人命・人権
- T 虐殺、内戦などの人道的危機
- M 虐殺、内戦などの阻止・停止を目的とする軍事

人道的介入に用いられる軍事は、これは単なる警察力の補完という役割ではなく、国連安保理決議において国連憲章第 7 章に基づいて授權された軍隊として介入する。国連憲章第 7 章、特に第 42 条は、「安全保障理事会は、第 41 条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認める時は、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動を採ることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖

<sup>74</sup> 復興支援の内容の詳細は、稲田『紛争と復興支援』54-55 頁を参照。

<sup>75</sup> 防衛大学校『安全保障のポイントがよくわかる本』168、204 頁。

その他の行動を含むことができる<sup>76</sup>」とあり、これによって人道的介入に任ずる軍隊は、必要に応じ正当に戦争を行える。

1993年3月、国連は第2次国連ソマリア活動（UNOSOM II）を設置し、5月に派遣した。このPKOは、PKO史上初の国連憲章第7章の強制措置であり、武装解除への抵抗や安全確保に際して武力行使を認めた初の国連PKOである。1993年6月、武装勢力のアイディード派がUNOSOM IIのパキスタン部隊を襲撃し、24人が死亡した。国連はアイディード派の責任者を逮捕するために、武力行使をUNOSOM IIに認めた<sup>77</sup>。

ボスニア紛争に介入したNATOは、国連憲章第7章に基づき、1995年、セルビア系武装勢力に対して空爆を実施した<sup>78</sup>。

Dayton 和平合意<sup>79</sup>後、合意履行のために編成・派遣された「和平履行部隊（Implementation Force: IFOR）」（1995年）、その後、IFORを引き継いだ「平和安定化部隊（Stabilization Force: SFOR）」（1996年）には、それぞれ国連憲章第7章に基づく権限が与えられた<sup>80</sup>。

---

<sup>76</sup> 「国連憲章（1945年6月26日）」第42条。

なお、第41条は下記のとおりである。

「安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、かつ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる」

国際連合広報センターHP [https://www.un.org/ja/info/charter/text\\_japanese/](https://www.un.org/ja/info/charter/text_japanese/).

<sup>77</sup> 吉川『国際安全保障論』218頁。

*RESOLUTION 886 (1993)* Adopted by the Security Council at its 3317th meeting, on 18 November 1993 [https://docs.un.org/en/S/RES/886\(1993\)](https://docs.un.org/en/S/RES/886(1993)).

<sup>78</sup> 小柳順一『民軍協力（CIMIC）の戦略：米軍の日独占領からコソボの国際平和活動まで』芙蓉書房出版、2010年、156-158頁。

<sup>79</sup> ボスニア・ヘルツェゴビナは旧ユーゴ連邦を構成した共和国の一つで、1991年当時、約430万人の人口の民族構成はボシュニャク（ムスリム）系44%、セルビア系33%、クロアチア系17%だった。旧ユーゴ連邦の崩壊が進む中、1992年4月、同共和国の独立を巡って民族間で紛争が勃発し、3年半以上にわたり各民族が同共和国全土で覇権を争って戦闘を繰り広げた結果、死傷者20万人、難民・避難民200万人と言われる戦後欧州で最悪の紛争となった。1995年12月、Dayton 和平合意の成立により戦闘は終息。ボスニア・ヘルツェゴビナは、ボシュニャク系及びクロアチア系住民が中心の「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」及びセルビア系住民が中心の「スルプスカ共和国」という2つの主体（エンティティ）から構成される一つの国家とされた。それぞれのエンティティが独自の大統領、政府を有するなど、高度に分権化されている。

外務省HP [https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bosnia\\_h/data.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bosnia_h/data.html).

<sup>80</sup> 小柳『民軍協力（CIMIC）の戦略』158-159、165頁。

*RESOLUTION 816 (1993)* Adopted at the 3191st meeting by 14 votes to none, with 1 abstention (China) of 31 March [https://docs.un.org/en/S/RES/816\(1993\)](https://docs.un.org/en/S/RES/816(1993)).

*RESOLUTION 836 (1993)* Adopted by the Security Council at its 3228th meeting, on 4 June 1993 [https://docs.un.org/en/S/RES/836\(1993\)](https://docs.un.org/en/S/RES/836(1993)).

*RESOLUTION 1031 (1995)* Adopted by the Security Council at its 3607th meeting, on 15 December

Kosovoに派遣された「国際安全保障部隊 (Kosovo Force: KFOR)」(1999年)、東ティモールに派遣された「東ティモール国際軍 (International Force in East Timor: INTERFET)」(1999年)、アフガニスタンに派遣された「国際治安支援部隊 (International Security Assistance Force: ISAF)」(2001年)、は、それぞれ、国連憲章第7章の下での安全保障理事会の授権を得て編成されていた<sup>81</sup>。

国連憲章第7章の下で派遣された軍隊は、一義的にはプレゼンスによる治安の維持が求められる。この時点での役割は警察力の補完と言えよう。ただし、プレゼンスには、抵抗を企図する武装勢力に対する軍事的抑止力の意味もある。それでも、抵抗勢力が武力攻撃をもって派遣軍隊に挑んできたならば、派遣軍隊は武力行使をもって応戦するという戦争状態になる。すなわち、軍事の中核的任務を果たすこととなる。

#### d. 移 民

移民を安価な労働力として取り入れると、移民労働者は、受入れ国の労働者と労働者市場において競合することになる。場合によっては、受入れ国内の労働者の職を失わせ不満が蓄積されかねない。また、受入国の共有された文化や歴史の記憶や神話を危うくするほどの大規模な移民の流入には、警戒的にならざるをえない<sup>82</sup>。移民は小規模であっても、受入れ国の風習・慣習になじむことなく、独自の風習・慣習を頑なに保持すれば、受入れ国の民衆との摩擦も生じる。

さらに、移民問題の1つにイスラム過激主義者によるテロがある。2004年3月11日にスペインのマドリードで列車爆破テロが発生、2004年11月には、オランダでイスラム教徒を題材にした映画『サブミッション』を製作した映画監督が、オランダ生まれのモロッコ移民2世によって惨殺された。2005年7月、G8サミット開催中にロンドンで同時テロが発生した。実行犯はパキスタン系英国人やジャマイカ系英国人であった。その2週間後に発生した2度目のロンドン同時テロの実行犯はソマリアやエリトリアからの難民の2世であった。このように、移民の問題は、経済的、社会的問題にとどまらず、テロに代表される深刻な安全保障問題の様相が加わった<sup>83</sup>。

---

1995 [https://docs.un.org/en/S/RES/1031\(1995\)](https://docs.un.org/en/S/RES/1031(1995)).

*RESOLUTION 1088 (1996)* Adopted by the Security Council at its 3723rd meeting, on 12 December 1996 [https://docs.un.org/en/S/RES/1088\(1996\)](https://docs.un.org/en/S/RES/1088(1996)).

<sup>81</sup> *RESOLUTION 1244 (1999)* Adopted by the Security Council at its 4011th meeting, on 10 June 1999 [https://docs.un.org/en/S/RES/1244\(1999\)](https://docs.un.org/en/S/RES/1244(1999)).

*RESOLUTION 1264 (1999)* Adopted by the Security Council at its 4045th meeting, on 15 September 1999 [https://docs.un.org/en/S/RES/1264\(1999\)](https://docs.un.org/en/S/RES/1264(1999)).

*RESOLUTION 1386 (2001)* Adopted by the Security Council at its 4443rd meeting, on 20 December 2001 [https://docs.un.org/en/S/RES/1386\(2001\)](https://docs.un.org/en/S/RES/1386(2001)).

<sup>82</sup> 中西『国際政治学』407頁。

<sup>83</sup> 防衛大学校『安全保障のポイントがよくわかる本』177-182頁。

この問題に対する対策は、移民の受入れを停止するのが最も効果的であろうが、具体的な対策は今のところない。移民に対する教育もどこまで通用するか分からない。イスラム過激主義者は、穏健なイスラム教徒とは相いれない過激思想を捨てることはない。

イスラム過激主義思想を持った移民に関する SVTM は以下のようになろう。

S 国家

V 国民の生命・財産

T 移民の中の一部にいる過激主義者によるテロ

M テロ対策に同じ

移民の内の過激主義者によるテロ行為への対処の所掌は一義的には警察にある。軍が対処に当たる場面は想定し難い。あるとしても警察力の補完行為に過ぎない。

#### e. 海 賊

海賊は古くから存在するが、近年、海賊は高度に組織化し、また重武装化の傾向が見られ、各国の海上交通を脅かすものとして国際協力が進められつつあり、海上警察による対処のみならず軍の関与もある<sup>84</sup>。

海賊の未然防止としては、乗り込ませないための措置を講じなければならない。例えば、船内警戒監視の強化、甲板周辺の警報装置、放水装置の設置、護身装備装着、船会社による船舶動静把握の強化による通報体制改善などである<sup>85</sup>。

国際的な取組は、2004年11月に採択された「アジア海賊対策地域協力協定 (Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia: ReCAAP)」がある。同協定によってシンガポールに「情報共有センター (Information Sharing Center: ISC)」が設置され、同センターを通じた情報共有、協力体制の構築 (容疑者、被害者、被害船の発見、逮捕、拿捕など) を目指す。さらに締約国同士の2国間協力 (犯罪人引渡し、相互援助の円滑化) の促進も規定された。その後も日本は、ASEAN諸国との間で「海事セキュリティ・海賊対策セミナー」や、「東アジア地域海上犯罪取締研修」、「ASEAN地域フォーラム (ASEAN Regional Forum: ARF)」の枠組みでの「海上安全保障キャパシティ・ビルディングのワークショップ」の開催など、国際協力を継続的に取り組んでいる<sup>86</sup>。

海賊対処の具体的事例としてソマリア沖・アデン湾の海賊対処が挙げられる。ソマリア沖・アデン湾の海賊の問題に対処するため、これまで多くの国連安保理

---

<sup>84</sup> 同上、187頁。

<sup>85</sup> 同上、188頁。

<sup>86</sup> 同上、191-193頁。

決議が採択され、海賊対処のための軍艦・軍用機の派遣、ソマリア周辺国での「情報共有センター（ISC）」の設立支援、ソマリアに対する海上法執行能力向上支援等の協力が呼びかけられてきた。2021年に採択された「国連安保理決議第2608号」においても同様に、ソマリア領域内で各国・地域機関がソマリア沖海賊対策に必要な措置を執ることの3ヶ月延長、軍艦・軍用機の派遣等が改めて呼びかけられたが、同決議は2022年、ソマリア政府の要請により延長されず失効した。その後、今日に至るまでソマリアの海賊対処に関する新たな国連安保理決議は採択されていないが、国際社会による公海での海賊対処活動を含めた取組は継続されている。2009年以来、各国、各機関、海運業界等による海賊対策や国際協力の調整・情報交換を目的として「ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ（Contact Group on Piracy off the Coast of Somalia: CGPCS）」が設置されていた。CGPCSは、2022年に「違法な海上活動コンタクト・グループ（Contact Group on Illicit Maritime Activities: CGIMA）」に改編され、海賊の根本原因への対処に関する国際協力を含めた関連課題について情報共有・調整が行われている。

また、「先進国首脳会議（Group of Seven: G7）」プロセスにおいても海賊対策を含む海洋安全保障に関する取組が進められており、2019年の先進国首脳会議（G7）ディナール外相会合共同コミュニケにて、海賊その他の海上犯罪行為の防止のための貢献が謳われた<sup>87</sup>。

日本国は、ソマリア沖海賊対処のため、独自の処置として、海上自衛隊の艦艇及び航空機、海上保安官を派遣するとともに、連合海上部隊「第151連合任務群」に司令官及び司令部要員として海上自衛官を派遣して協力している<sup>88</sup>。

日本国内では、「ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する関係省庁連絡会」を設置している。これは内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）が主宰し、次に列挙する構成員により、ソマリア沖・アデン湾の海賊の動向等に係る情報共有を行っている。構成員は、「内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付内閣審議官」、「内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付」、「内閣府（総合海洋政策推進事務局）」、「法務省（刑事局）」、「外務省（総合外交政策局）」、「水産庁（資源管理部）」、「国土交通省（海事局）」、「海上保安庁（警備救難部）」、「防衛省（統合幕僚監部）」である<sup>89</sup>。

---

<sup>87</sup> ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する関係省庁連絡会「2023年 海賊対処レポート」2024年3月、10頁。内閣官房HP

[https://www.cas.go.jp/gaiyou/jimu/pdf/siryou2/report2023\\_2\\_1-2.pdf](https://www.cas.go.jp/gaiyou/jimu/pdf/siryou2/report2023_2_1-2.pdf).

RESOLUTION 2608 (2021) Adopted by the Security Council at its 8917th meeting, on 3 December 2021 [https://docs.un.org/en/S/RES/2608\(2021\)](https://docs.un.org/en/S/RES/2608(2021)).

<sup>88</sup> 同上15頁。

<sup>89</sup> ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する関係省庁連絡会「2024年 海賊対処レポート」2025年3月、はじめに

内閣官房HP <https://www.cas.go.jp/gaiyou/jimu/pdf/siryou2/report2024.pdf>.

海賊に対する SVTM は以下のようなだろう。

- S 国家
- V 国民の生命・財産
- T 海賊行為（掠奪、殺傷）
- M 船本体への護身装置の装備、各国間の情報共有、艦艇・航空機による警戒・監視（単独対処、国家間共同対処）、海賊に対する武器の使用

これらは、詰まるところ、外交、情報（インテリジェンス）、そして、警察、海洋警備などの国内行政という手段となる。

海賊は犯罪行為なので、これには警察力をもって対応することとなるだろうが、海賊の武装が警察力を凌駕している場合は、軍隊が警察力を補完して対応するという構造となる。警察力の補完であるので戦争行為ではない。軍事力による警察力の補完という性質である。

#### f. 麻 薬

麻薬は、テロ組織や国際犯罪組織あるいは紛争国家、腐敗した国家機関などの資金源になりやすい。それら組織や国家の活動が我々の安全を脅かしている。

麻薬対策は、国連を中心に国際的な取組も進んでいる（1946年に早くも国連麻薬委員会が開催されている）。警察、税関、入管だけでなく、時に軍隊も密売阻止に関与する国もある<sup>90</sup>。国際的な動向を見ると、1988年に「麻薬新条約」が策定され、薬物犯罪の経済的側面に焦点が当てられ、マネーロンダリング（資金洗浄）の処罰、収益の没収、国外犯処罰（外国で麻薬の製造や譲渡、輸出を行った自国民を処罰する）、麻薬原料物質の規制などが規定された。以後、国際社会では、国連やサミットを中心に麻薬に絡んだ組織犯罪との戦いが続けられてきた。日本も国際条約を批准したり、国際的な要請に応えるために、「薬物関連法」を改正したり、「組織犯罪処罰法」、「通信傍受法」などを制定してきた。

多国間の取組としては、日本は警察庁が「政府開発援助（Official Development Assistance: ODA）」事業の一環として「アジア太平洋薬物取締会議（28ヶ国、2地域、2国際機関の参加）」を毎年開催し、薬物取締りや捜査協力の討議、日本の捜査技術の移転を図るなどしている。また、「薬物乱用防止新5ヶ年計画」（2003年7月、薬物乱用対策推進本部）では、国内の需要の根絶、国際の供給遮断の両面での目標と対策を掲げている。つまり、第1に若年層への啓発活動を通じて青少年の薬物乱用の根絶、第2に密売組織の摘発と乱用者の取締りの徹底、第3に密輸の水際防止、薬物密造地域における対策の支援、第4に薬物異存・中毒者の治

---

<sup>90</sup> 防衛大学校『安全保障のポイントがよくわかる本』186頁。

療、社会復帰支援である<sup>91</sup>。

フィリピンでは、ドゥテルテ（Rodrigo Duterte）大統領は2016～22年の在任中に「麻薬戦争」と呼ばれる強硬な違法薬物対策を打ち出した<sup>92</sup>。戦争とは名は付くものの、その実態は麻薬撲滅のためのキャンペーンであり、警察が主体となって行った。

他方、メキシコでは2006年12月にカルデロン（Felipe Calderón）政権が、麻薬密売組織撲滅のため、軍や連邦警察を動員した「麻薬戦争」を開始した。麻薬組織 vs 軍・警察という構図の事実上の内戦状態となっている<sup>93</sup>。

麻薬問題に対するSVTMは以下のようになろう。

S 国家

V 国民の健康、犯罪のない健全な社会

T 麻薬を製造、密売する犯罪組織

M 啓蒙（教育）、売買の取締り、税関での阻止、治療・社会復帰、各国間における情報共有、麻薬組織との戦争（メキシコ）

教育、取締りなどは国内行政であり、各国間における情報共有は外交及び情報（インテリジェンス）という手段である。

軍事の役割は、マンパワーによる警察力の補完、そして準軍事組織との武力紛争すなわち戦争の遂行（中核任務）である。

以上、テロ、大量破壊兵器の拡散、破綻国家、移民、海賊、麻薬という非伝統的脅威に対する非伝統的安全保障の内容を概観した。安全保障とは、「国家の独立に対する外部からの軍事的脅威に対して軍事をもって対処すること」（絶対安全保障）が原点的語意であり、実際には冷戦期から（そして現在も）、戦争抑止・戦争遂行のために、外交と軍事、さらには経済、情報（インテリジェンス）という手段をもって対処してきた。ここでの軍事は、戦争（武力攻撃）の抑止、抑止が破れた場合は戦争遂行（武力行使）という軍の中核的任務を果たすものと考えられてきた。これは上述のとおり「狭義安全保障」という用語で定義・整理した。

---

<sup>91</sup> 同上、198頁。

<sup>92</sup> 「フィリピン『麻薬戦争』ICC捜査に協力 ドゥテルテ氏は挑発」2024年11月14日。  
日本経済新聞 HP <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM141YT0U4A111C2000000/>.

<sup>93</sup> 「軍と麻薬カルテルが交戦、12人死亡 メキシコ」2024年02月19日。

時事通信 HP <https://www.jiji.com/jc/article?k=2024021900903&g=int>.

工藤律子「犠牲者7万人のメキシコ 麻薬戦争ルポ：暴力の嵐に立ち向かう市民たち」  
2012年12月07日。

情報・知識&オピニオン (imidas) HP <https://imidas.jp/jijikaitai/d-40-089-12-12-g471>.

防衛大学校『安全保障のポイントがよくわかる本』196頁。

冷戦終結後は、脅威の対象が従来の対立する国家の軍事的脅威以外のもの、すなわち、テロ、海賊、麻薬、難民、移民などに広がり、これへの対処は外交、軍事、経済、情報（インテリジェンス）に加え、国内の各行政機能（警察、税関、消防、医療その他）の手段を講じている。ここでの軍事は、自己完結能力やマンパワーをもって警察・医療などの他機能の補完や、場合によっては中核任務である戦争遂行の形で役割を果たしてきた。戦争に至るものは「狭義安全保障」と定義・整理することができる。軍隊の自己完結能力、マンパワーをもって、他の行政機関の補完を図る役割のものは、「広義安全保障」と定義・整理することとする。

「絶対安全保障」を起点に見れば、「狭義安全保障」は真つ当な安全保障である。

「広義安全保障」は戦争遂行に至らずとも、他の組織にはない軍特有の機能をもって役割を果たすことから、安全保障と称しても違和感はなかろう。軍事を起点とする「絶対安全保障」からの距離感に大きな違和感はない。

#### 5. 非伝統的安全保障（その2）：経済、エネルギーなどのさらに新たな分野における安全保障

次に、新たな概念について SVTM を見ていく。一見、軍事とは関係がなさそうであるが、安全保障の名の付く新しい概念について検討する。検討対象は、経済安全保障、環境安全保障、食料安全保障、資源の安全保障、エネルギー安全保障、人間の安全保障である。

##### a. 経済安全保障

「経済安全保障」の語義は、論者によって様々である。

経済安全保障の確立した定義はないが、次の3つのカテゴリーがあると考えられる。第1は、国家と国民（自然人・企業）の生存や繁栄に不可欠な経済的資源や重要インフラを確保・保護すること、第2は、経済的な資源や力を自国や国際社会の安全保障のために利用したり規制すること、第3は、「関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade: GATT）」／「世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）」体制や「国際通貨基金（International Monetary Fund: IMF）」／「世界銀行（World Bank: WB）」体制のような自由で公正な国際経済秩序を維持・強化することである。第1のカテゴリーに属する経済安全保障としては、例えば、エネルギー安全保障やレアメタルの確保があり、これに対して第2のカテゴリーに属する経済安全保障としては、経済制裁や安全保障輸出管理や外資規制がある<sup>94</sup>。

---

<sup>94</sup> 公益財団法人日本国際問題研究所「令和3年度外務省外交・安全保障調査研究事業 経済・安全保障リンクージ研究会 中間報告書 令和4年3月」2022年、41頁。項目は「第3章 経済制裁の国際法構造」の「1. はじめに：経済安全保障と経済制裁」であり、この

第1のカタゴリーのものは、我が国においては、「経済安全保障推進法」において具現化されている。

(目的)

第1条 この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する制度を創設することにより、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

ここでの SVTM は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(令和4年法律第43号)及び「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」(令和4年政令第394号)によると以下のようなだろう。

S 国家

V 特定重要物資

国民の生存に必要不可欠な若しくは広く国民生活若しくは経済活動が依拠している物資で、安定供給確保が特に必要な物資<sup>95</sup>

特定社会基盤(インフラ)事業

特定重要技術

---

第3章は中谷和弘東京大学大学院法学政治学研究科教授が担当した。

[https://www.jiia.or.jp/pdf/research/R03\\_Economic\\_Security/Jiia\\_Economic\\_Security\\_research\\_report\\_2022.pdf](https://www.jiia.or.jp/pdf/research/R03_Economic_Security/Jiia_Economic_Security_research_report_2022.pdf)

<sup>95</sup> 抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械及び産業用ロボット、航空機の部品(航空機用原動機及び航空機の機体を構成するものに限る)、半導体素子及び集積回路、蓄電池、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機(入出力装置を含む)を他人の情報処理の用に供するシステムに用いるプログラム、可燃性天然ガス、金属鉍産物(マンガン、ニッケル、クロム、タングステン、モリブデン、コバルト、ニオブ、タンタル、アンチモン、リチウム、ボロン、チタン、バナジウム、ストロンチウム、希土類金属、白金族、ベリリウム、ガリウム、ゲルマニウム、セレン、ルビジウム、ジルコニウム、インジウム、テルル、セシウム、バリウム、ハフニウム、レニウム、タリウム、ビスマス、グラファイト、フッ素、マグネシウム、シリコン及びリンに限る)、船舶の部品(船舶用機関、航海用具及び推進器に限る)

令和4年政令第394号「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」

## 特定の発明

- T 重要物資を外部に過度に依存し、又は依存する恐れがある場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態、重要物資の輸入途絶、インフラの役務の妨害、特定重要技術の開発遅延、流出、剽窃
- M 民間事業者が作成する供給計画の認可、民間事業者の支援、備蓄の措置  
基幹インフラ（電気、ガス、水道等）の設備の導入・維持管理の役務の事前審査、勧告、命令  
特定重要技術（宇宙、海洋、量子、AI等の分野における重要な先端技術）の研究開発等に対し、必要な情報提供、資金支援  
特許出願の非公開（特許庁）<sup>96</sup>

要するに、これらの手段は、経済（国内産業、対産業スパイ）、情報（インテリジェンス）の語に集約される。第1のカテゴリーの手段に軍事の要素はない。

第2のカテゴリーのものは、伝統的安全保障すなわち狭義安全保障の手段の経済に相当する。

第3のカテゴリーのものは、経済を守るべき価値と捉える考え方である。経済を守るべき価値と捉える考え方は、1970年代の経済安全保障に見られた。ブロック経済化が第2次世界大戦の遠因となった経験から、戦後自由主義諸国は、経済における国際的な協力体制の必要性を教訓として得た。世界経済システムは自由貿易などを原則とする自由主義経済秩序によって支えられている。この自由貿易・自由主義経済秩序（自由で開かれた国際経済システムとも言える）を維持することである<sup>97</sup>。

これは、知的財産権の侵害、強制的技術移転、国営企業に対する不当な補助金等の不公正な取引を国際的な枠組みから排除し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を同盟国及び同志国と形成していくことが重要と考えられる。具体的には、法の支配、自由で公正な貿易、民主主義といった価値観を共有できる同盟国や同志国と連携し、技術や情報、人材の不法入手を許さないという国際的なルールを形成していくことである。例として、日本は同盟国である米国との2国間対話や、米国にオーストラリア、インドも加えた日米豪印の対話の枠組み「4ヶ

---

<sup>96</sup> 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号）及び

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」（令和4年政令第394号）

内閣府 HP「経済安全保障推進法の概要」

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/doc/gaiyo.pdf](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/gaiyo.pdf).

<sup>97</sup> 防衛大学校『安全保障のポイントがよくわかる本』34-36頁。

北村滋『経済安全保障：異形の大国、中国を直視せよ』中央公論新社、2024年、94頁。

国戦略対話 (Quadrilateral Security Dialogue: QUAD)」などを通じて、こうしたルール形成を進めている<sup>98</sup>。

ここでの SVTM は以下のようなろう。

S 国家

V 自由貿易・自由主義経済秩序、自由で開かれた国際経済システム

T 知的財産権の侵害、強制的技術移転、国営企業に対する不当な補助金等の不公正な取引

M 価値観を共有できる同盟国・同志国と連携して国際的なルールの作成・運用、ルール遵法状態の監視

要するに、手段は、経済、国内行政、外交、情報（インテリジェンス）の語に集約される。第3のカテゴリーの手段に軍事の交錯する要素はない。

#### b. 環境安全保障

「環境安全保障」の概念の前に、この用語の性質について述べる。この用語が初めて用いられたのは、1988年に国連に「環境と開発に関する世界委員会」が提出した報告書「地球の未来を守るために (Our Common Future)」においてである。1988年には「環境安全保障」がアカデミズムの場で用いられるようになった<sup>99</sup>。すなわち、政策用語が学術の世界に入ってきたと言えよう。ただし、これが学術用語と同じ語義を持つものかについては後で考察する。

環境安全保障とは、地球温暖化、オゾン層の破壊、森林伐採といった環境破壊や資源の枯渇を、国家や個人の生存を脅かす脅威と捉え、人間の生命、福祉、その基盤となる環境、生態系、資源を守る対象とする考え方である。環境破壊に付随して起こる水不足、土壌浸食、砂漠化といった現象が、農林業生産の減少を招き、その支配や分配を巡って、資源争奪型の紛争が起こるとの指摘もある<sup>100</sup>。

すなわち、環境安全保障には、環境変化そのものを脅威と見る向きもあれば、環境によって引き起こされる紛争を脅威と見る向きもある<sup>101</sup>。

環境変化そのものを脅威と見る考え方の SVTM は以下のようなろう。

S 国家

V 自然環境、個人の健康な生活

T 環境悪化

---

<sup>98</sup> 北村『経済安全保障』94、96頁。

<sup>99</sup> 防衛大学校『安全保障のポイントがよくわかる本』45頁。

<sup>100</sup> 一般財団法人環境イノベーション情報機構 HP  
<https://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=2782>.

<sup>101</sup> 関山健「環境安全保障と日本」

安全保障・外交政策研究会 HP <http://ssdpaki.la.coocan.jp/proposals/47.html>.

M 環境の監視、環境の保全、国境をまたぐ場合は環境保全のルール作り

すなわち、情報（インテリジェンス）、国内行政、外交という手段に集約される。ここに軍事の関与はない。

他方、環境によって引き起こされる紛争を脅威と見る考え方の SVTM は以下のようなだろう。

S 国家

V 独立、国土領域、国民の生命・財産

T 隣接国家や関係国家による資源争奪

M 外交、資源争奪が戦争に発展した場合は軍事

紛争のままであれば環境問題の範疇である。他方、これが武力紛争すなわち戦争に至った場合は環境問題を離れ、軍事の中核的任務を果たすことになる「狭義安全保障」の問題となる。

### c. 食料安全保障

「食料安全保障」とは、「国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations: FAO）」によると、「全ての人々が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的、社会的及び経済的に入手可能である時に達成される状況」と定義される<sup>102</sup>。

食料安全保障の強化のため、国際社会では①持続可能な食料システムの構築の促進、②安定的な農産物市場・貿易システムの形成、③脆弱な人々に対する支援・セーフティネット、④気候変動や自然災害などの緊急事態に備えた体制作りのための様々な取組を実施している。日本も積極的に貢献し、世界の食料安全保障の強化を通じて、日本における食料の安定的な供給を確保するために取り組んでいる。

日本では、国民に対して、食料安定供給を確保することは国の基本的な責務であるという認識の下、「食料・農業・農村基本法」において、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせ、食料の安定的な供給を確保することとしている。

このため、日頃から様々な要因による影響等を分析・評価し、不測の事態が生じた場合の具体的な対応の整備等を進めておく必要がある。こうした取組を通じて、総合的な食料安全保障の確立を図っている。

---

<sup>102</sup> 外務省「日本と世界の食料安全保障」2020年8月、2頁。  
外務省 HP <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000022442.pdf>.

上述の国際社会での取組に関して、日本は以下のように関与している。

①に関しては、海外の農業への投資、国連や各種国際フォーラムにおける議論、国内では、産学官連携によるフードバリューチェーンの構築支援、情報共有・連携促進のための取組、栄養改善事業の推進に、②に関しては、自由貿易体制の維持・強化、市場動向の共有、食品の安全性の確保に、③に関しては、多国間フォーラムでの議論・目標設定、2国間又は国際機関との連携による食料・栄養支援、農業・農村開発に、④に関しては、国連食糧農業機関（FAO）等と連携して、農業の研究開発や国際協力、「迅速対応フォーラム（Rapid Reaction Forum: RRF）」、「農業市場情報システム（Agricultural Market Information System: AMIS）」において異常な市場状況への対応について早期の議論の促進、米の緊急支援のための体制の構築に、それぞれ関与している<sup>103</sup>。

食料安全保障に関する SVTM は以下のようなろう。

S 国家

V 食料の確保

T 飢饉、輸入途絶

M 農業生産の拡大、自由貿易体制の推進・強化、多国間での情報共有と協力

これら手段は、国内行政（農林水産業）、経済、外交の語に集約される。軍事の要素はない。

#### d. 資源の安全保障

ここで言う資源とは天然資源のことである。資源には、①エネルギーとして不可欠な石油、石炭、天然ガス、②工業製品の原料として不可欠な鉄をはじめとする金属等、③飲料としても工業の原料としても農業にも不可欠な水などが挙げることができる<sup>104</sup>。

「資源の安全保障」とは、対象を時間の経過とともに枯渇せざるをえない再生不能の天然資源とし、その目標は、国民生活の維持に十分なだけの資源提供を確保するために、適正な価格の資源市場にアクセスする方法を維持し、拡大することにある<sup>105</sup>。これは「経済安全保障」の項で述べた第1のものに相当する。

資源の安全保障に対する脅威には、①禁輸やボイコットなどによって資源の供給量や価格が意図的に操作されること、②自然災害や内戦といった資源供給国・地域における不安定な社会・政治状況が考えられる<sup>106</sup>。

<sup>103</sup> 同上、3-8 頁。

<sup>104</sup> 防衛大学校『安全保障のポイントがよくわかる本』56 頁。

<sup>105</sup> 防衛大学校『安全保障学入門』335 頁。

<sup>106</sup> 同上、336 頁。

資源の安全保障政策には、①危機の発生を未然に防止する方法として、代替資源への転換、自給能力の向上、国内消費の縮小などが挙げられる。しかし、こうした対外依存度の軽減には多大の費用を伴うため、結果的に全体の安全保障を損なう可能性がある。そこで、資源輸出国との協力関係の強化、シーレーンの安全確保、資源輸出国の政治的安定化などが重要となる。また②危機発生後の被害を最小化する方法として、備蓄を強化したり、危機発生時の緊急対策措置を予め検討し整備しておくことなどが考えられる<sup>107</sup>。

石油の安定供給の確保は、「エネルギー安全保障」として日本の外交政策の重要な課題である<sup>108</sup>。エネルギー安全保障については、この後述べる。

資源の安全保障に関する SVTM は以下のようなだろう。

S 国家

V 天然資源

T 禁輸、資源の供給量や価格の意図的な操作、資源供給国・地域における不安定な社会・政治状況

M 代替資源への転換、自給能力の向上、国内消費の縮小、備蓄の強化、資源輸出国との協力関係強化、資源輸出国の政治的安定化、シーレーンの安全確保、緊急対策措置の整備、資源輸出国やシーレーン周辺の情勢分析  
これらは、産業などの国内行政、外交、情報（インテリジェンス）に集約される。

シーレーンの安全確保に関しては、平時は、海賊などの脅威を対象とした警察活動と外交が手段となり、有事は、海軍（海上自衛隊）の艦艇・航空機をもって行う防衛行動が手段に加わる。

軍事の役割は、平時は海賊対処同様、軍のマンパワーによる海洋警察の補完を、有事は戦争の遂行という中核的任務を、それぞれ果たすことになる。

#### e. エネルギー安全保障

「エネルギー安全保障」とは、「国際エネルギー機関（International Energy Agency: IEA）」によると、「エネルギーが断続なく安定的に手頃な価格で供給されること」とある。さらに、「短期のエネルギー安全保障」として「需給バランスの突然の変更（例：戦争、災害等による供給途絶）にエネルギーシステムが迅速に対応できること」、また、「長期のエネルギー安全保障」として、「経済発展、環境面の必要性に応じたタイムリーなエネルギー投資が行われること」と短期及び長期の課題

<sup>107</sup> 同上、336頁。

<sup>108</sup> 防衛大学校『安全保障のポイントがよくわかる本』57頁。

に分類している<sup>109</sup>。

エネルギー安全保障においては、その脅威（リスク）を①地政学リスク、②需給リスク、③環境リスクと捉えている。

①地政学リスクは、(a)生産国、近隣国、パイプライン・送電網通過国における政治的・軍事的攪乱、(b)禁輸、パイプライン停止等、エネルギー資源を外交の武器に使用されること、(c)接収、国有化、税・ロイヤリティ引上げ、輸出規制等の資源ナショナリズム、(d)テロ攻撃、サイバー攻撃などと分類し、②需給リスクは、(a)エネルギー価格が高すぎると消費国への経済的ダメージが、低すぎると資源国への経済的・政治的打撃があること、(b)投資不足による将来の需給逼迫などと分類し、③環境リスクを、(a)大気汚染、水質汚染による健康被害、(b)地球温暖化による異常気象、農産物収穫への影響等、(c)行き過ぎた環境至上主義による必要なエネルギー・インフラ投資の停滞などに分類している<sup>110</sup>。

これらのリスクに対して、日本国政府は、アジア諸国と連携した LNG 開発への投資や、危機発生時の協力などを検討するとともに、生産国への増産の働きかけを実施している。また、現在国内で停止中の電力原子力発電所について、その安全性の向上や地元で理解を得ることに向けて国が前面に立って対応することで、着実な再稼働を目指している<sup>111</sup>。

エネルギー安全保障の強化に向けて3点の取組が求められている。

第1は、エネルギー生産国との2国間関係の強化、エネルギー源及び供給源の多様化、エネルギー輸送の安全確保対策などを通じた「エネルギー安定供給の確保」である。中東や中央アジアの諸国、オーストラリアなどと「経済連携協定（Economic Partnership Agreement: EPA）」、「自由貿易協定（Free Trade Agreement: FTA）」<sup>112</sup>、「2国間投資協定（Bilateral Investment Treaty: BIT）」の締結やそれに向けた交渉といった関係強化が現在、進められている。

第2は「国際機関との連携強化、国際協調・協力の促進」である。

第3は「エネルギー効率改善の強化、再生可能エネルギーの普及推進」である。

---

<sup>109</sup> 内閣官房国家安全保障局経済班長早田豪「エネルギー安全保障について：LNGを巡る国際情勢から考える」2023年10月5日。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources\\_and\\_fuel/enecaree/assets/pdf/enecaree\\_seminar1.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/enecaree/assets/pdf/enecaree_seminar1.pdf)

<sup>110</sup> 同上

<sup>111</sup> 経済産業省資源エネルギー庁「エネルギー危機の今、あらためて考えたい『エネルギー安全保障』」2023年03月16日。

経済産業省資源エネルギー庁 HP

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/anzenhosho2023.html>

<sup>112</sup> 経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）とは、特定の国や地域同士で、貿易や投資を促進するための条約である。輸出入にかかる関税の撤廃・削減や、サービス業を行う際の規制の緩和・撤廃など、幅広い分野での経済関係の強化を目的とする。

日本貿易振興機構 HP <https://www.jetro.go.jp/themetop/wto-fta/>

これは需要サイドからエネルギー消費の抑制を狙うもので、2009年5月、日本が主導して立ち上げた「国際省エネルギー協力パートナーシップ (International Partnership for Energy Efficiency Cooperation: IPEEC)」がその1例である<sup>113</sup>。

エネルギー安全保障におけるSVTMは、資源の安全保障と同等になろう。

テロ攻撃への対処は、「テロ (テロリズム)」の項目で述べたものとなる。サイバー攻撃への対処は、本論文では紙幅の都合上論じない。

#### f. 人間の安全保障

「人間の安全保障」とは、人間ひとりひとりに着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現するために、保護と能力強化を通じて持続可能な個人の自立と社会作りを促す考え方である。国際社会において、人間の安全保障という概念を初めて公に取り上げたのは、「国連開発計画 (United Nations Development Programme: UNDP)」の1994年版『人間開発報告』だった。この中では人間の安全保障を、飢餓・疾病・抑圧等の恒常的な脅威からの安全の確保と、日常の生活から突然断絶されることからの保護の2点を含む包括的な概念であるとし、21世紀を目前に開発を進めるに当たり、個々人の生命と尊厳を重視することが重要であると指摘した。

2012年9月に、国連総会において、「人間の安全保障に関する総会決議 (A/RES/66/290)」が採択され、「人間の安全保障は、加盟国が人々の生存、生計及び尊厳に対する広範かつ分野横断的な課題を特定し対処することを補助するアプローチである」として、人間の安全保障の概念に関する共通理解が確立されたことにより、人間の安全保障をめぐる議論は大きく前進した。

人間を中心に据える考え方は国連の中で主流化され、2015年9月には人間中心の普遍的な開発目標としての「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)」が合意された。

また、2022年2月には、新型コロナ感染症や気候変動など、現代の進化する脅威に対応する新たな時代の人間の安全保障アプローチを提示する「特別報告書」が、国連開発計画 (UNDP) により公表された。特別報告書では、「人新世」における人間の安全保障への新たな脅威として、技術、暴力的紛争、不平等、保健の4つの脅威を取り上げ、これらの脅威に対処するために、「保護」と「能力強化」という伝統的な人間の安全保障の2つの柱に加えて、「連帯」という第3の柱の必要性を提唱した<sup>114</sup>。

---

<sup>113</sup> 「資源安全保障のための外交の取り組み」外交編集委員会『外交』Vol.4、外務省、2010年、99-100頁。

外務省 HP [https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/gaikou/vol4/pdfs/gaikou\\_vol4\\_21.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/gaikou/vol4/pdfs/gaikou_vol4_21.pdf).

<sup>114</sup> 外務省 HP <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/security/index.html>.

人新世とは、人間が地球の生物圏を大きく変え、地球規模の変動に大きな影響を与えているヒト中心の時代を指す言葉である<sup>115</sup>。

さて、「人間の安全保障」の概念が発展・具体化していく過程において、「保護する責任」の概念が示された。これについて触れておく。

まず、2000年9月、カナダ政府は「干渉と国家主権に関する国際委員会 (International Commission on Intervention and State Sovereignty: ICISS)」を設置し、「人道的介入」の問題を取り上げ、2001年に『保護する責任 (Responsibility to Protect: R2P)』という報告書を発表し、「保護する責任」という概念を提示し、国家主権には人々を保護する責任が伴い、それが機能しない場合には、人々を保護する責任は国際社会にあることを示した<sup>116</sup>。

2005年、アナン国連事務総長は、国連改革に関する最終提案で、報告書『より大きな自由を求めて：全ての人のための開発、安全保障及び人権』を発表した。同報告書において、「欠乏からの自由」、「恐怖からの自由」、「尊厳を持って生きる自由」という、人間の安全保障の3本柱を示した。

「尊厳を持って生きる自由」の「A. 法の支配」項において、「保護する責任」について、次のように述べた。

我々は保護する責任を受け入れるとともに、必要な場合には、これに基づく行動を起こさねばならないと考える。この責任は何よりもまず、国民の保護を第1の存在理由及び責務とする各国が負わねばならない。しかし、国内当局に国民を守る能力も意思もない場合には、国際社会が外交、人道支援などの手段を用いて、民間人の人権と安寧の保護を助ける責任を負うことになる。どの手段も不十分と見られる場合、安全保障理事会が要請に応じ、国連憲章に基づいて行動を起こす必要に迫られることもあろう<sup>117</sup>。

と、人間の安全保障を達成する手段に「保護する責任」を挙げた。

しかしながら、2012年9月に実施された人間の安全保障に関する「国連総会決議 (A/RES/66/290)」において採択された「人間の安全保障に関する2005年世界サミット成果文書パラグラフ第143のフォローアップ決議」の第3項には次のように謳われた。

---

<sup>115</sup> 国連開発計画 (UNDP) 『2022年特別報告書 人新世の脅威と人間の安全保障：さらなる連帯で立ち向かうとき 概要』2022年、3頁。

国連開発計画 HP [https://www.undp.org/sites/g/files/zskgke326/files/2022-09/HSR\\_overview\\_jpn-2022.pdf](https://www.undp.org/sites/g/files/zskgke326/files/2022-09/HSR_overview_jpn-2022.pdf).

<sup>116</sup> 内閣府 HP [https://www.cao.go.jp/pko/pko\\_j/organization/researcher/atpkonow/article005.html](https://www.cao.go.jp/pko/pko_j/organization/researcher/atpkonow/article005.html).

<sup>117</sup> 国際連合広報センターHP

[https://www.unic.or.jp/texts\\_audiovisual/resolutions\\_reports/ga/reports2/3387/](https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/ga/reports2/3387/).

3. 人間の安全保障は、加盟国が人々の生存、生計及び尊厳に対する広範かつ分野横断的な課題を特定し対処することを補助するアプローチであることに合意する。これに基づき、人間の安全保障の概念に関する共通理解は以下を含む。

(a)人々が自由と尊厳の内に生存し、貧困と絶望から免れて生きる権利。全ての人々、特に脆弱な人々は、全ての権利を享受し彼らの持つ人間としての可能性を开花させる機会を平等に有し、恐怖からの自由と欠乏からの自由を享受する権利を有すること。

(b)人間の安全保障は、全ての人々及びコミュニティの保護と能力強化に資する、人間中心の、包括的で、文脈に応じた、予防的な対応を求めるものであること。

(c)人間の安全保障は、平和、開発及び人権の相互関連性を認識し、市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利を等しく考慮に入れるものであること。

(d)人間の安全保障の概念は保護する責任及びその履行とは異なること。

(e)人間の安全保障は武力による威嚇若しくは武力行使又は強制措置を求め  
るものではないこと。人間の安全保障は国家の安全保障を代替するものではないこと<sup>118</sup>。(下線部筆者)

すなわち、人間の安全保障の概念と、保護する責任の概念を、「武力による威嚇・行使・強制措置」の要素にて明確に切り分けることになった。人道的介入については、本論文では「破綻国家」の項で述べた。

では、人間の安全保障とは、具体的にどのような問題に取り組むのであろうか。国連広報センターHP「人間の安全保障のアプローチ」は、「人間の安全保障はどのような問題に適用できるか」を紹介する。

- ・ 脆弱な紛争被災コミュニティにおける平和と持続可能な開発への移行
- ・ 人身取引の被害者及びその保護と能力強化
- ・ 気候変動関連の脅威の多次元的な影響への対応
- ・ 都市部での暴力と、その健康、教育、経済、個人及びコミュニティの安全保障への影響
- ・ 貧困の削減、社会的包摂及び孤立したエリアでのコミュニティ密着型の開

---

<sup>118</sup> 「人間の安全保障に関する国連総会決議（仮訳）（A/RES/66/290） 人間の安全保障に関する 2005 年世界サミット成果文書パラグラフ第 143 のフォローアップ決議」

外務省 HP [https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/9/pdfs/0911\\_03\\_02.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/9/pdfs/0911_03_02.pdf)

内閣府 HP [https://www.cao.go.jp/pko/pko\\_j/organization/researcher/atpkonow/article002.html](https://www.cao.go.jp/pko/pko_j/organization/researcher/atpkonow/article002.html)

発

- ・ 健康関連の情勢不安の経済的、環境的及び社会的要素<sup>119</sup>

人間の安全保障について、国連開発計画（UNDP）はその概念と実施のための枠組みを決め、具体的方策は協力する各国の手にかかっている。日本を例に挙げると以下の具体的方策が実施されている。

①「平和と秩序に関する新たな取組」として、ミンダナオ島バンサモロ自治政府設立に向け、人々の暮らしや尊厳も守られるようガバナンス、コミュニティ開発、公共サービス、経済開発促進などの分野での協力など、②「貧困・格差の拡大や高齢化に関する新たな取組」として、パレスチナ難民キャンプにおける母子健康手帳の配布及びこれの活用、カンボジアにおける上下水道の整備など、③「気候変動や環境等及び科学技術の進展に関する新たな取組」として、中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクトの実施などである<sup>120</sup>。

人間の安全保障の SVTM は以下のようなだろう。

S 国家

V 人間の尊厳、人権

T 内戦、虐殺などの抑圧

M ガバナンス支援、復興のための現地活動、金融支援、投資、現地の情勢、紛争の兆候などの情勢分析、治安回復、平和維持

すなわち外交、経済、情報（インテリジェンス）、軍事に集約される。ここでの軍事の役割は、戦争遂行ではなく、軍の自己完結能力やマンパワーをもって治安回復、平和維持に貢献することにある。

なお、一旦は平和維持に同意した現地武装勢力や軍隊が、治安回復、平和維持に従事する国連平和維持軍に牙を向けた場合は、軍事衝突に至る可能性もある。この場合は、「狭義安全保障」の範疇に回帰することになる。

さて、「保護する責任」で行使される武力行使は、人間の安全保障とは切り離されたが、それでは、「保護する責任」はどの安全保障の範疇に入るのか。軍隊をもって他国へ人道的介入を図る際の相手の出方によっては、「狭義安全保障」の範疇に入るであろうし、「広義安全保障」の範疇にも入ろう。「破綻国家」の項で述べたとおり、武装勢力などの相手が真面目に武力攻撃をもって、人道的介入した軍隊に挑んできたならば、軍隊は武力行使をもって応じる。すなわち戦争を遂行す

<sup>119</sup> 国連広報センターHP

[https://www.unic.or.jp/activities/human\\_security/human\\_security\\_approach/](https://www.unic.or.jp/activities/human_security/human_security_approach/).

<sup>120</sup> 独立行政法人国際協力機構（Japan International Cooperation Agency: JICA）HP

[https://www.jica.go.jp/Resource/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-att/revisiting\\_human\\_security\\_jpn.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-att/revisiting_human_security_jpn.pdf).

ることであり、これは「狭義安全保障」の範疇になり、「テロ（テロリズム）」の項で述べたとおり、武装勢力などの相手がテロ行為をもって挑んでくるのであれば、「広義安全保障」の範疇になろう。

## 6. 考 察

以上の分析から、現実の安全保障の手段は、伝統的安全保障、非伝統的安全保障（テロなどの非伝統的脅威）、さらに同じく非伝統的安全保障の範疇の新たな分野における安全保障（経済、環境、資源、エネルギー、人間）ともに、共通項は外交、経済、情報（インテリジェンス）であり、一部に軍事が使用されるという特徴が見い出された。その軍事の役割に着目すると、戦争（武力攻撃）の抑止、戦争遂行（武力行使）、あるいはマンパワーや自己完結能力をもつての警察・医療などの補完という区分が見い出された。

伝統的安全保障における軍事の役割は、戦争（武力攻撃）の抑止、その抑止が破れた場合は戦争遂行（武力行使）という中核的任務を果たすことである。これは「狭義安全保障」と定義・整理できる。テロ、海賊などの非伝統的脅威に対する非伝統的安全保障における軍事の役割は、その自己完結能力・マンパワーをもつて警察・医療などの国内行政の補完と、中核的任務の戦争（武力攻撃）抑止・戦争遂行（武力行使）の2つがある。前者は「広義安全保障」、後者は「狭義安全保障」と定義・整理できる。経済、環境、資源、エネルギー、人間の語が冠される、さらに新たな分野における安全保障における軍事の役割は、全く関与しないものもあれば、テロ対策などのように「広義安全保障」に該当する役割のものもあれば、万一戦争に至った場合は、戦争遂行という中核的任務を果たすこともありうる。戦争に至った場合は「狭義安全保障」として定義・整理できる。

さて、軍事の関与しないものについては、安全保障と称するのは果たして適切であろうか。軍事の関与しないものは、経済問題、環境問題、資源問題、エネルギー問題、人権問題というカテゴリーで考察できるし、政策的にもそのカテゴリーで対処するのが適切であろう。なぜ安全保障と冠するのか。それは、安全保障という用語に含まれる緊張感、緊急性を利用することにより、政策の優先順位を高めたいための意思を表していると思われる。すなわちレトリックであり、学術用語とは次元を異にする政策用語と言えよう。政策用語については、次の項においても述べる。

## 7. 政策において使用される「安全保障」の用語

これまで、安全保障の語義について学術的に論じてきた。経済、環境、食料、資源、エネルギー、人間などの語が冠される安全保障の内、軍事の関与しないものは政策用語であると論じた。さらに、政治の世界において使用されるその他の

安全保障の概念について考察し、学術用語であるところの安全保障と、政策用語であるところの安全保障の乖離について論じる。それは、日本国内における政策及び欧州における政策を例として行う。

a. 日本

2022年に策定された「国家安全保障戦略 2022」によると、我が国の国家安全保障上の目標を、

- ①我が国の主権と独立、国内・外交に関する政策を自主的に決定できる国であり続ける。領域、国民の生命・身体・財産を守る。有事等の発生を抑止。万一、脅威が及ぶ場合も、これを排除し、かつ被害を最小化させつつ、有利な形で終結。
- ②我が国経済が成長できる国際環境を安全保障政策を通じて主体的に確保。安保と経済成長の好循環の実現。我が国の経済の自律性、優位性、不可欠性を確保。
- ③国際関係における新たな均衡を、特にインド太平洋地域において実現。一方的な現状変更を容易に行いうる状況の出現を防ぎ、安定的で予見可能性が高く、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化。
- ④多国間の協力の分野において国際社会が共存共栄できる環境を実現<sup>121</sup>。

と定め、これらの目標を達成する手段として、

- ①危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出し、自由で開かれた国際秩序を強化するための外交を中心とした取組の展開  
日米同盟の強化、自由で開かれた国際秩序の維持・発展と同盟国・同志国等との連携強化、軍備管理・軍縮・不拡散、国際テロ対策など
- ②我が国の防衛体制の強化  
防衛予算をGDPの2%に達するための措置、防衛装備移転3原則などの見直し、防衛生産・技術基盤の強化など
- ③米国との安全保障面における協力の深化  
米国による拡大抑止の提供を含む日米同盟の抑止力と対処力を一層強化
- ④我が国を全方位でシームレスに守るための取組の強化  
サイバー、海洋、宇宙などの分野における安全保障の取組、情報に関する能力の向上、エネルギーや食料など国家安全保障に不可欠な資源の確保など

---

<sup>121</sup>「国家安全保障戦略 2022」令和4年12月16日、国家安全保障会議決定及び閣議決定、7頁。内閣官房 HP <https://www.cas.go.jp/jp/siryou/221216anzenhoshou/nss-j.pdf>.

⑤経済安全保障政策の促進

自律性、優位性、不可欠性の確保、レアアース等の重要物資の安定供給確保など

⑥自由・公正・公平なルールに基づく国際経済秩序の維持・強化

不公正な貿易慣行や経済的な威圧への対抗など

⑦国際社会が共存共栄するためのグローバルな取組

国連等の国際機関や国際的な枠組みとの連携強化、感染症危機対応、人道支援、人権擁護、国際平和協力など<sup>122</sup>

を掲げる。その内容は、外交、防衛、経済、国内行政、情報（インテリジェンス）など多岐にわたる。本論文で検討した「狭義安全保障」、「広義安全保障」、さらには、資源確保、感染症対策、人権擁護など、軍事とは関係のない問題領域まで幅広く対象を捉えている。つまり「国家安全保障」という用語は、安全保障の領域とその他の問題領域をカバーする政策用語であると言える。

次に、首相官邸 HP を見ると、「外交・安全保障」という用語が躍る。同 HP には、岸田内閣の外交・安全保障政策として、以下の3つが謳われている。

①法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序・国際社会を主導する取組

国際社会が緊迫の度を高め、歴史的な転換点にある中、世界を分断や対立ではなく協調に導き、「人間の尊厳」を守る世界を実現するべく、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化します。

②我が国の平和と安定を守り抜く

我が国を取り巻く安全保障環境が戦後最も厳しく複雑になる中、我が国の領土、領海、領空、そして、国民の生命と財産を断固として守り抜きます。

③地球規模の課題に向き合い、人類に貢献し、国際社会を主導する

国際会議への参加や国連安保理の非常任理事国としての取り組みを通じて、核軍縮・不拡散、感染症対策、気候変動などの課題解決を着実に推進していきます<sup>123</sup>。

防衛は②項に色濃く出ているが、全体としては、防衛、外交、衛生、環境など多岐にわたる政策の宣言であることが理解できる。そもそも安全保障という用語には外交が含まれているにも関わらず、外交・安全保障という言い回しは、同語反復 (tautology) となる。それでもこのような語句を使用することは、安全保障の各機能の内、とりわけ外交を優先して取り組むことの意味を表した政策用語だか

<sup>122</sup> 同上、7-9 頁。

<sup>123</sup> 首相官邸 HP [https://www.kantei.go.jp/jp/headline/seisaku\\_kishida/diplomaticsecurity.html](https://www.kantei.go.jp/jp/headline/seisaku_kishida/diplomaticsecurity.html).

らだと言える。

国会ではどうか。参議院に「参議院外交・安全保障に関する調査会」という組織が存在する。第217回国会（常会）（令和7年1月24日～）における同調査会には25名の委員がいるが、その内、防衛政策に携わったことのある議員は、防衛大臣政務官を務めた松川るい議員のみで<sup>124</sup>、その他は防衛の専門家と呼べる議員は皆無である。外交など非軍事的な要素を重視したい意思是窺えるが、防衛はなおざりの感の否めない偏った形の組織と言っても差し支えないであろう。いずれにせよ政策用語である。

省庁ではどうか。外務省に「外交・安全保障調査研究事業費補助金」という支援プログラムが設定されている。

外務省は、2013年度から、我が国の調査研究機関（シンクタンク）の外交・安全保障に関する活動を支援するため、公募により、外交・安全保障調査研究事業費補助金を交付している。補助金を通じた支援により、我が国シンクタンクが情報収集・分析・発信・政策提案能力を高め、これによって日本の総合的外交力の強化を促進し、以て日本の国益が更に増進されることを期待する事業である<sup>125</sup>。

これは、外務省の事業であるので、それを前面に押し出してアピールしたい意思の表われとして、安全保障の1手段の外交を冠したものと思われる。従って、上述の「岸田内閣の外交・安全保障政策」同様、政策用語であると言える。

安全保障に強い関心を持つ国会議員はどのような用語の使い方をしているのだろうか。衆議院議員の和田義明（元防衛大臣補佐官）は、その著書『新たな安全保障外交への道 インド太平洋戦略 2.0』（扶桑社、2024年）において、冒頭の「はじめに」において下記のような言い回しをしている。

- ・ ただでさえ「外交は票にならない、国防は票を減らす」のが通例である中、一貫して安全保障・国防政策に取り組み、そのあるべき姿を発信し続けるにあたっては多少の勇気を必要とした<sup>126</sup>。
- ・ そうした些かの逡巡がありながらも安全保障・防衛政策をライフワークとし続けることを決断した<sup>127</sup>。（下線部筆者）

<sup>124</sup> 参議院 HP <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/konkokkai/current/list/l0819.htm>.

<sup>125</sup> 外務省 HP <https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hojokin/index3.html>.

<sup>126</sup> 和田義明『新たな安全保障外交への道 インド太平洋戦略 2.0』扶桑社、2024年、5頁。

<sup>127</sup> 同上、5頁。

この著書は、安全保障のプロフェッショナルとの対話を中心に、和田議員の提唱する「インド太平洋戦略の改訂版」を論ずるものである。対話に参加したのは、笹川平和財団理事長、元防衛事務次官、元駐印大使、元国家安全保障局次長、国際協力銀行開発会長、元陸上幕僚長、元海上幕僚長、元空将、キャノングローバル戦略研究所研究員であり、外交、防衛、経済の各専門家の顔が並ぶ。和田議員の主張によると、インド太平洋戦略は、軍事力を増大させて現在の世界秩序への挑戦を凶る中国に対する安全保障政策と位置付けられる。中国の軍事力を念頭においた対策であるために、防衛色が濃く出ている。和田議員は防衛大臣補佐官を経験した防衛の専門家であるので、安全保障の1手段の防衛を重点に論ずるため、「安全保障・国防政策」、「安全保障・防衛政策」という用語を使用したと思われる。これも政策用語であると言える。

## b. 欧州

欧州の安全保障政策に関しては、①共通の安全保障、②協調的安全保障、次いで、③欧州連合（European Union: EU）の共通外交・安全保障政策及び共通安全保障・防衛政策について述べる。

### ①共通の安全保障

冷戦時代、欧州において「共通の安全保障」という概念が編み出された。

「共通の安全保障」とは、1982年に元スウェーデン首相パルメが主宰したパルメ委員会によって構想され、第2回国連特別軍縮総会を前にして、国連事務総長に提出されたその報告書の中で披露された安全保障概念である<sup>128</sup>。

冷戦期、米ソ間での核戦争の脅威が高まった世界においては、核戦争は東西陣営にとって同様に深刻なリスクとなり、そのため、核抑止が国際的平和をもたらしているとは言えなくなった。同委員会は、核戦争の回避に各国は共通の利益を持つのであり、国際平和の実現のために多国間で協力すべきであるという考え方を提示した<sup>129</sup>。

協力の要領として、自国の軍備を防御的なものとしたり、軍備に関する情報を伝達したりして、他国との信頼関係を強め（信頼醸成措置）、あるいは双方の軍備を縮小（軍縮・軍備管理）することがある。

具体的には、1975年、フィンランドの首都ヘルシンキにおいて開催された「欧州安全保障協力会議（Conference on Security and Cooperation in Europe: CSCE）」において合意された「ヘルシンキ宣言（Helsinki Declaration）（又はヘルシンキ合意（Helsinki Accords）」に基づいて、軍事演習の事前通告、オブザーバーの派遣などの信頼醸成措置を実施し、情報公開促進などの協力も進められた。また、米ソ

<sup>128</sup> 吉川『国際安全保障論』293頁。

<sup>129</sup> 小笠原『国際関係・安全保障用語辞典』71頁。

間の第1次戦略兵器制限条約 (SALT-I、1972年) や、中距離核戦力全廃条約 (INF、1987年)、第1次戦略核兵器削減条約 (START-I、1991年) などが軍備管理の代表的な事例である<sup>130</sup>。

欧州安全保障協力会議 (CSCE) は、東西両陣営に属する国々と中立国の35ヶ国が集まって形成された。それは、安全保障、経済交流、人的次元の3つのバスケットから構成される。安全保障に関しては、東西の双方が望まない(核)戦争を防ぐために、互いに攻撃的な意図はなく、また誤解による戦争が起こらないように、様々な(軍事的な)信頼醸成措置を構築しようとした<sup>131</sup>。

欧州安全保障協力会議 (CSCE) は、1815年のウィーン会議以来、ヨーロッパ最大規模の国際会議である<sup>132</sup>。

「共通の安全保障」のSVTMは以下のようになる。

- S 国家
- V 国家の主権、領土、国民
- T 顕在的な対立国家、国家群との軍事衝突
- M 信頼醸成、軍縮、軍備管理

これは、外交と軍事を組み合わせることで戦争を抑止しようとするもので、伝統的な安全保障の項で論じた「狭義安全保障」に基づく政策であった。

欧州安全保障協力会議 (CSCE) という名称は、会議の名称で、内容は、(a)安全保障、(b)経済交流、(c)人的次元の3つの議題(バスケット)があり、(a)は狭義の安全保障を指す。(b)と(c)を含めて会議の名称としたと解される。すなわち、学術用語ではなく、政策用語として捉えるのが適切と思われる。

## ②協調的安全保障

「協調的安全保障」とは、潜在的な敵対国も含めて当該地域の諸国が多国間の枠組みに参加して、対話や協力を通じて相互の信頼を構築し、より安定的な地域の安全保障状況の創出を目指す国際的枠組みを指す<sup>133</sup>。

「共通の安全保障」が、恒常的な対立(特定の脅威)を前提として、奇襲や偶発戦争の防止という短期的な予防効果を求める敵同士協力であるのに対し、「協調的安全保障」は、敵と味方をあらかじめ区別できない不確実な環境下で、潜在的な敵性国家との安定した協調関係の構築という長期的な予防効果を求めるものである。「協調的安全保障」では、無用な緊張や対立の種を早期に積み取るための

<sup>130</sup> 中西『国際政治学』249-250頁。

<sup>131</sup> 山本吉宣『国際レジームとガバナンス』有斐閣、2008年、299頁。

<sup>132</sup> 吉川『国際安全保障論』94頁。

<sup>133</sup> 小笠原『国際関係・安全保障用語辞典』69-70頁。

制度化された安全保障対話や多様な信頼醸成措置といった非強制的な手段が中心となる<sup>134</sup>。

具体的には、「協調的安全保障」には、対話、信頼構築から、予防外交、信頼安全醸成措置と軍備管理まで含まれ、地域によってヴァリエーションが見られる<sup>135</sup>。

「協調的安全保障」政策を遂行する機構には、欧州安全保障協力会議（CSCE）から発展した「欧州安全保障協力機構（Organization for Security and Co-operation in Europe : OSCE）」、「ASEAN 地域フォーラム（ASEAN Regional Forum: ARF）」などが挙げられる。これらの機構は、内戦、テロ、海賊など不特定の脅威が域内で生じることを、長期的に予防し対処するために、構成諸国が協力することを目的としている。そのため、地域内の大国が関係する武力紛争等への対処能力には限界がある<sup>136</sup>。

「協調的安全保障」の SVTM は以下のようなろう。

- S 国家
- V 独立、領土、国民
- T 潜在的な対立が顕在化した国家、国家群との軍事衝突  
テロ・海賊などの非伝統的脅威
- M 信頼醸成、軍縮、軍備管理、対テロ、対海賊等

これは、「共通の安全保障」に、テロ、海賊などの新たな脅威を対象に加えたものである。「狭義安全保障」と「広義安全保障」の両方を含んだ概念である。欧州安全保障協力会議（CSCE）を組織化した欧州安全保障協力機構（OSCE）は、欧州安全保障協力会議（CSCE）同様、政策用語と言えよう。

### ③欧州連合（EU）における安全保障政策

欧州連合（EU）における安全保障政策においては、「安全保障」の一言に集約した名称の政策はなく、2つの名称の政策がある。欧州連合（EU）は、「共通外交・安全保障政策（Common Foreign and Security Policy : CFSP）」及び「共通安全保障・防衛政策（Common Security and Defence Policy: CSDP）」の下、安全保障分野における取組を強化している<sup>137</sup>。

1993年に「マーストリヒト条約」が発効して欧州連合（EU）が発足する際、共通外交・安全保障政策（CFSP）の概念が導入された。共通外交・安全保障政策（CFSP）

---

<sup>134</sup> 防衛大学校『安全保障のポイントがわかる本』298-299頁。

<sup>135</sup> 山本・河野『アクセス 安全保障論』197頁。

<sup>136</sup> 小笠原『国際関係・安全保障用語辞典』69-70頁。

<sup>137</sup> 『令和4年度版防衛白書』

防衛省 HP <https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2022/html/n130902000.html#a2>.

は、国連憲章に基づく平和維持と国際安全保障強化、及び国際協力・民主主義・人権尊重・基本的自由・法秩序推進のために欧州連合（EU）が進める政策である<sup>138</sup>。

共通外交・安全保障政策（CFSP）は、強制力を持たない政府間協力という性質を有しながらも、外交・安全保障にかかわる全ての領域を対象とした政策である。また、1999年6月の欧州理事会において、紛争地域などに対する平和維持、人道支援活動を実施する「欧州安全保障・防衛政策（European Security and Defence Policy: ESDP）」を共通外交・安全保障政策（CFSP）の枠組みの一部として進めることを決定した。2009年に発効した「リスボン条約」は、欧州安全保障・防衛政策（ESDP）を共通安全保障防衛政策（CSDP）と改称した上で、共通外交・安全保障政策（CFSP）の不可分の一部として明確に位置づけた<sup>139</sup>。

共通外交・安全保障政策（CFSP）は、全ての案件を取り扱いながら、その中で特に外交を強調したネーミングに、そしてその一部の防衛政策を扱うことから共通安全保障防衛政策（CSDP）は、防衛を強調したネーミングになったと思われる。双方とも政策用語であると言えよう。

以上、政治の世界で使用される安全保障の名の付く政策を概観した。

欧州の「共通の安全保障」及び「協調的安全保障」の名称の安全保障は、「狭義安全保障」及び「広義安全保障」と定義・整理した学術用語の安全保障と同等の語義を有することが確認されたが、その他の用語は学術用語の枠組みでは語ることが困難な政策用語と言える。「外交・安全保障」や「安全保障・防衛」という政策用語はキャッチフレーズでもあるし、本来は安全保障の語意に含まれている「外交」や「防衛」を敢えて外に出して強調した造語と言えよう。ここに学術用語の「安全保障」と政策用語の「安全保障」の間に隔離が見られる。

## 8. おわりに

本論文では、「安全保障」の概念について、安全を保障する手段について整理し、その中でも特に軍事の役割に着目して分析した。先駆の各論者の提唱する軍事手段、とりわけ戦争に特化した意味を持つ「安全保障」を「絶対安全保障」と仮称した。これは現実には存在しない理念上の概念と定義・整理し、現実の世界に存在する各種の「安全保障」の手段を概観し、その手段には軍事だけでなく、外交、経済、情報（インテリジェンス）など各種手段が存在することを確認した。とりわけ軍事については、①戦争（武力攻撃）抑止・戦争遂行（武力行使）という軍

---

<sup>138</sup> 「1つの声で世界に発信する EU」2014年3月28日。

EU MAG(Europe Magazine)駐日欧州連合代表部 HP <https://eumag.jp/feature/b0314/2/>.

<sup>139</sup> 『令和4年度版防衛白書』

防衛省 HP <https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2022/html/n130902000.html#a2>.

の中核的任務を果たすことと、②他の組織には見られない軍特有の自己完結能力・マンパワーという機能をもって、警察などの他の行政機能の補完を果たすことの2つの役割に整理して、「安全保障」概念を整理した。その結果、戦争（武力攻撃）を抑止し、万一抑止が破れた場合は戦争を遂行する（武力を行使する）という軍の中核的任務に重きが置かれた冷戦時代に見られ、そして今も存続するいわゆる伝統的安全保障を「狭義安全保障」と定義・整理した。冷戦後のテロ、大量破壊兵器の拡散、海賊など非伝統的脅威に対処する非伝統的安全保障における軍事の役割については、敵対勢力の武力攻撃の抑止と武力行使すなわち戦争を遂行する場合は、軍の中核的任務を遂行することなので「狭義安全保障」と定義・整理した。他の行政機能を補完する場合は「広義安全保障」と定義・整理した。さらに、非伝統的安全保障の経済、環境、食料、資源、エネルギー、人間などが冠される新たな「安全保障」概念に関しては、戦争（武力行使）という軍の中核的任務を遂行する場合は同じく「狭義安全保障」に、他の行政機関を補完する場合は同じく「広義安全保障」と定義・整理した。「狭義安全保障」にも「広義安全保障」にも属さない、すなわち軍事は関与しない問題領域は、学術的には「安全保障」とは言えず、環境問題、食料問題、資源問題の領域であると整理した。

以上の学術的論考を踏まえて、次に政治の世界において使用される安全保障の語を概観し、学術用語の「安全保障」と政策用語の「安全保障」に乖離があることを見出した。

筆者は1 学究に過ぎないので、学術用語と政策用語の一致を要求するものではないが、安全保障について研究する際には、「この用語は、どの語義で使用されているのか、学術用語なのか、政策用語なのか」に意を払う必要があると自覚する。これを念頭に置かないと、噛み合わない不毛の議論を展開することになる。本論文が安全保障議論の活発化に貢献できるならば望外の幸いである。

若森崇史

元陸上自衛官（最終勤務は陸上自衛隊研究本部（朝霞））

博士（安全保障）

NPO 法人 NBCR 対策推進機構執行役員